

# 令和7年第4回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年12月10日午前9時00分

---

○会議の場所 太地町議会議場

---

## ○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9名）

1番 森岡茂夫君	2番 海野好詔君
3番 久原拓美君	5番 塩崎伸一君
6番 福田忠由君	7番 由谷恭兵君
8番 水谷育生君	9番 筋師光博君
10番 花村計君	

---

欠席議員（0名）

なし

---

## ○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

---

## ○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総務課長 由谷陽久君
総務課企画員 久保亨一君	総務課副主幹 和田正希君
住民福祉課長 山下真一君	住民福祉課企画員 稲藪江美君
住民福祉課主幹 榊田将樹君	産業建設課長 脊古景君
産業建設課副課長 井上正哉君	くじらの博物館長 稲森大樹君
くじらの博物館副館長 中江環君	教育長 橋爪健君
教育次長 森本直樹君	教育委員会主幹 櫻井敬人君

---

## ○本日の会議に付した事件

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 8 号 令和 7 年度太地町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 5 同意案第 5 号 太地町教育委員会委員の任命
- 日程第 6 議案第 4 3 号 太地町過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）  
の策定
- 日程第 7 議案第 4 4 号 太地町税条例の一部改正
- 日程第 8 議案第 4 5 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 9 議案第 4 6 号 太地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号 太地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部改正
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号 太地町火災予防条例の一部改正
- 日程第 1 2 議案第 4 9 号 太地町冷凍施設の指定管理者の指定
- 日程第 1 3 議案第 5 0 号 令和 7 年度太地町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 1 号 令和 7 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 5 2 号 令和 7 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第  
2 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 令和 7 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第  
3 号）
- 追加日程第 1 各常任委員会の閉会中の継続調査
- 日程第 1 7 一般質問

△開 会 午前9時00分

○議長（花村 計君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より本会議の運営について報告いたします。水谷委員長。

○8番（水谷育生君）

報告いたします。去る12月8日、午後2時30分より議会運営委員会を開催し、令和7年第4回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は本日より12月15日までの6日間とし、12月13日、14日を休会といたします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりであります。なお、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行い、終了後、一般質問を行います。日程終了次第、閉会といたします。以上、報告を終わります。

○議長（花村 計君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は9名です。ただいまから、令和7年第4回太地町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

△日程第1 会期の決定

○議長（花村 計君）

日程第1 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から12月15日までの6日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

一般質問の日程が議案審議終了後となっております。これは、私は毎回一般質問をしていると非常に困るんですね。突然3時ぐらいからやってくれと言われたこともあるんです。そうすると、傍聴したいという人の権利を奪ってしまうことになってしまいます。あと、ご存じのとおり、今、新聞社が太地の一般質問を記事として載せてくれないんですね。私、熊野新聞の編集長にお会いしに行ったんですが、一般質問の日程がフィックスされてないので、我々は人を派遣しにくいということで、今はそういうふうになってます。ですから私としては、一般質問は審議と分けた別の日にフィックスしてほしいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時03分

---

再開 午前 9時06分

○議長（花村 計君）

再開いたします。日程第1、会期決定の件はご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月15日までの6日間に決定いたしました。

---

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（花村 計君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、水谷育生君、及び9番、筋師光博君を指名いたします。

---

△諸般の報告

○議長（花村 計君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております事件は、令和7年度太地町一般会計補正予算（第4号）のほか12件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおりです。次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告を願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○3番（久原拓美君）

本委員会では、報告事項はありません。

○議長（花村 計君）

産業建設常任委員会委員長、福田委員長。

○6番（福田忠由君）

報告いたします。10月29日、午後3時30分より、事件といたしまして行政視察について、その他ということで常任委員会を開いております。また、11月19日から11月21日の3日間実施いたしました産業建設常任委員会の視察についてご報告させていただきます。視察初日は漁業振興を目的とし、東京海洋大学の婁教授をはじめとする教授らにより海の現状と今後の展望及び海業に関する講義を受け、意見交換を行っております。2日目には、千葉県鋸南町にあります旧保田小学校の視察を実施いたしました。こちらは町から指定管理者制度を受け、1階には食堂や物産展、2階には宿泊施設や温浴施設を運営されている共立メンテナンス様よりご講義を受け、意見交換を行っております。詳細につきましては、議長宛てに提出いたしました報告書をご確認いただきますようお願いいたします。報告は以上で

す。

○議長（花村 計君）

議会運営委員会委員長、水谷委員長。

○8番（水谷育生君）

特に報告はありません。

○議長（花村 計君）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### △日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（花村 計君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦労さまです。令和7年第4回太地町議会定例会開催にあたり、議員各位にはお集まりいただき、ありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、承認1件、同意案1件、議案11件の計13件であります。詳細につきましては、各担当者より説明いたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（花村 計君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

---

### △日程第4 承認第8号

○議長（花村 計君）

日程第4 承認第8号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。この補正予算は400万円を追加し、予算総額を3億5,801万2,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。また、第2条に地方債の補正について規定しております。この補正予算は、地域福祉センター桝のオイルタンクの改修費に係る予算を調製したものです。8ページをお願いします。オイルタンク改修工事として400万円計上しております。財源は過疎債を見込んでおります。なお、このオイルタンクについては燃料漏れの疑いがあり、早急に対

応しなければならないと判断したため、この補正予算は令和7年11月26日付で町長の専決処分とさせていただいております。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

オイルタンクが補修が必要になったということなのですが、椰に関しては老朽化してて毎年のようにいろんな修理が必要になっておりますが、今回の議案第43号、後ほど出てきます過疎地域持続的発展計画、この中で予防的管理という言葉が出てきますが、やはり、こういう老朽化した建物に関しては中長期メンテナンス計画というのが必要じゃないかなと思いますが、その辺のところは計画されてますか。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

現在のところは計画はないんですが、それも含めてちょっと考えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑は、1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

今、ほかの自治体でも随分もめてますね。隣の町でも、ある公共施設をもう廃止しろという意見と、いや、あれは地域にとってはとても大事な施設だから、メンテナンス費用がかかっても維持管理していこうという議論が戦われてますが、私はとても残念に思うのは、やはり建築士として思うのは、小泉政権のときから今ある建物を長もちさせるために必要なことということで閣議決定して、マニュアルまで配られています。ぜひ、くじらの博物館だとか、この役場もそうですね、椰もそうです、公民館もそうです。老朽化した建物に関しては、いわゆる事故に対応するのではなくて、事故が起きる前を想定して計画を立てるというふうにぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（花村 計君）

答弁要りますか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから承認第8号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

---

#### △日程第5 同意案第5号

○議長（花村 計君）

日程第5 同意案第5号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

山田てるみ氏を適任と認め、提案するものであります。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

まず、退任者がいるのであれば退任者の氏名を教えてください。そして、あと山田さん以外の現委員の氏名を教えてください。

○議長（花村 計君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

まず退任者ですけれども、山田てるみ氏となっています。この方を再度改めて任命しようとするものでございます。ほかの委員のメンバーでございますが、榎本明生さん、森要さん、漁野伸哉さん、今現在の山田てるみさんと、以上4名となります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありますか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

今回任命されたら、この山田先生は何期目になるんですか。

○議長（花村 計君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

2期目となります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから同意案第5号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第5号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

---

#### △日程第6 議案第43号

○議長（花村 計君）

日程第6 議案第43号、太地町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

今回の計画は、現在の過疎地域持続的発展計画が令和7年度までになっておりますので、今後5年間の計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に基づき、議会の議決を求めるものです。今回の計画の構成については、今までと同様、初めに本町の概要について記載し、その後、区分ごとに計画している事業を記載しておりますので、区分ごとにご説明いたします。11ページをお願いします。移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の区分についてです。今まで同様、ソフト事業として、移住者支援事業補助金支援事業を記載しております。14ページをお願いします。産業の振興の区分についてです。ハード事業として、荷捌施設等の漁港施設の整備、森浦湾周辺や道の駅等の観光施設の

整備。ソフト事業として、稚貝・稚魚放流事業、海水浴場鯨類ふれあい事業などを記載しております。16ページをお願いします。地域における情報化の区分についてです。ハード事業として、デジタル活用環境整備事業を記載しております。18ページをお願いします。交通施設の整備、交通手段の確保の区分についてです。ハード事業として、道路整備、じゅんかんバス等の整備。ソフト事業として、じゅんかんバス等運行事業を記載しております。21ページをお願いします。生活の整備の区分についてです。ハード事業として、水道・下水道施設の整備や、大浦浄苑、清掃センターの整備などを記載しております。23ページをお願いします。子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分についてです。ハード事業として、こども園、多目的センター、地域福祉センターの整備を。ソフト事業として、生きがいデイサービス、通院支援、買物支援、学童保育運営などを記載しております。24ページをお願いします。医療の確保の区分についてです。ソフト事業として、健康増進事業を記載しております。26ページをお願いします。教育の振興の区分についてです。ハード事業として、小中学校の整備、公民館の整備。ソフト事業として、姉妹都市交流事業を記載しております。最後に、29ページをお願いします。地域文化の振興等の区分についてです。ハード事業として、くじらの博物館、石垣記念館、国際鯨類施設の整備を。ソフト事業として、町歴史資料調査事業を記載しております。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

ちょっと議長にまず最初をお願いなんですけど、質問項目、付箋がこれだけありますので、全部一気にやるのも私も非常に大変だし、答えるほうも大変なので、よければ半分とか、何か検討していただけないでしょうか。

○議長（花村 計君）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時24分

---

再開 午前 9時24分

○議長（花村 計君）

再開いたします。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

まず5ページですね、行政機構の組織図が出ております。私がライフワークにしている防災係というのがどこを見ても出てこないんですが、それについてお答えください。それから、6ページ、市町村財政の状況の中で四角い枠の中の地方債現在高というのが出ておりますが、

これと併せて令和5年度の基金残高を教えてください。9ページ、公共施設等総合管理計画の整合のところ、6. 統合や廃止の推進方針、7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、これが何を意味するのか教えてください。10ページ、現況と問題点の中ほどなんですが、大学との包括連携協定による取組や企業等のワーケーションを推進となっておりますが、具体的にどういう計画があるのか教えてください。それから11ページ、事業計画の事業内容、移住者支援事業補助金支援事業、これは先ほどの執行さんの説明では、移住者に対する支援というのは、これは例えば空き家活用、空き家の改修補助金だとか、それから荷物の片づけの補助金だとか、県が行っている補助金を太地町でも受け入れるということでしょうか。12ページ、産業振興の方針、上から5行目、地域振興に係る施設整備等のハード事業とともにソフト事業について必要に応じて実施し、地域活性化を努める。このソフト事業は、今検討している具体例があれば教えてください。それから13ページ、漁業、上から2行目に資源管理型漁業だとか、その二つ下にブルーツーリズムなどを推進となりますが、今計画している具体例があれば教えてください。それから、観光業の一番下、和歌山県と連携し、ホテル誘致などを実施していく。これも何かもう既に具体的な案件があるのであれば教えてください。15ページ、公共施設等総合管理計画との整合、この中に3番目、先ほど申し上げた予防保全型維持管理の導入、これが小泉政権のときに閣議決定した文言です。壊れてから直すのではなくて、前もって、例えばこの蛍光灯は5年しかもたないのであれば5年の前に全部取り替えるだとか、そういうのを予防保全型維持管理というんですが、これを今具体的にどういうものを目指しているのか教えてください。16ページ、(3)の計画ですね。この事業内容の中でデジタル活用環境整備事業、これも今やろうとしている具体例があれば教えてください。17ページ、交通施設の整備の(1)現況と問題点の上から6行目ぐらいですか、平見地区から県道、国道へとアクセスする道路が急峻、狭小であり、改修や整備を検討する必要があるとなっておりますが、私は、やはり、平見は相当車が擦れ違えない狭小な道路が多くて住民の方が困っていると思うんですが、これに対してどうやって改善していくかという私なりの案を持っておりますが、執行部として案があれば教えてください。19ページ、廃棄物の処理施設ですね。上から4行目、ごみ処理施設清掃センター「はまゆう」ではRDF云々というのが書いてありますが、ごみ処理施設から可燃ごみ積替え中継施設、いわゆる外部委託するということが今進められていますが、果たして和歌山県下でもゼロカーボンシティを目指す自治体が増えておりますが、果たしてこういう輸送コストをかけるというのが本当に将来も可能なのかどうかというのをどう考えているのか教えてください。その下の消防施設、下から3行目、救急体制についても地域の需要に迅速に対応するための体制整備を図ることが課題となっておりますが、具体的に何を目標しているのか教えてください。20ページ、消防施設等ですね。これの一番下、救急体制については、

救急資格者の養成や資機材の整備など充実を図るとともに、広域化についても推進、ここに救急救命士というキーワードが出てこないのがなぜなのかちょっと不思議なんです、救急救命士の確保については今後この5年間でどう整備していくのかを教えてください。その下のその他施設等の一番下、町が寄附を受けた空き家などを災害時の避難路確保の観点から順次撤去していく。寄附を受ける目的について、私、何度か質問してるんですが、明確な答弁をいただいたことがないんですが、ここに書ける避難路確保というのは、これは一つの目的だと思います。それ以外にも目的があれば教えてください。21ページ、四角い括弧の中の生活環境の整備の下水処理施設の事業内容について、合併処理浄化槽設置助成事業、これはここから先の5年間で何をしようとしているのか。今までよりも積極的な事業を行うのか、その辺を教えてください。22ページ、(1)現況と問題点の中で下から6行目ぐらいですか、平成26年度に実施した、65歳以上の高齢者を対象にした日常生活圏域ニーズ調査、この調査結果について主要なポイントを教えてください。26ページ、(4)の公共施設等総合管理計画ですね。先ほども質問しましたが、これは法律で定められてますので、今後5年間どういうふうに具体的に取り組んでいくのか。私は、これに関してはほかの自治体のヒアリングに行ってますが、相当先進例があります。まず、太地がこの5年間で何をしようとしているのかを教えてください。それから27ページ、集落の整備、上から1行目の現状の道路の維持と修繕となっておりますね。私は、この文言の後に狭隘道路の改善というワードが必要ではないかと思うんですが、意見を聞かせてください。28ページ、(2)その対策、下から4行目、地域の人材や町の特性を活かした文化活動を促進し新たな地域文化の創造を推進していくとなっていて、とても細かいことなんです、私が一般質問の通告したときに、特性を活かす、この活かすを生活の活の「活かす」と書いたら、それは常用漢字ではないから生まれるに変えてくれって、公文書だから直してくれって言われて私は訂正印を押したんですが、こういう公文書でこういう字を使うのはどうなのかというのと、あと、この地域の人材や云々というのが、言葉は悪いですけど、いかにもコンサルらしい文章だなと思うんですが、この取組の具体例があれば教えてください。30ページ、(1)現況と問題点、上から2行目で太陽光パネルなどの設置は、まちづくり目標である「公園の中にある町」というコンセプトから実施していないというふうに明記してありますが、私がUターンしたときにある住民から呼ばれて、熊野灘を見下ろす斜面の森林の木を切って、大規模な太陽光パネルができておりました。私に、こういうことは国立公園内で可能なのかというふうに質問をされました。議員じゃないときです、民間人のときに質問をされて、私はドイツや何かの法律をその方にお渡ししたのを覚えております。ドイツや何かは、斜面だとか森林を伐採して太陽光パネルというのを設置するというのを非常に制限しております。恐らくこの文章を書いている方は、熊野灘を見下ろす太陽光パネルは民間がやったことだから我々はやってないというつも

りで書いてるんでしょうけど、美しい景観を「公園の中にある町」というコンセプトをつくらせているのであれば、やはり、そこに条例なり要綱なり、もうそろそろ議論しなきゃいけない時期が来てるんじゃないかと思うので、意見を聞かせてください。以上です。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうから順番に、まず5ページの組織体制の中で防災係がないというところで、議員おっしゃるとおりで、当初、私どもとして消防係がもう防災を兼ねてやっておりますので、そのつもりで消防係がもう防災係というような感じの認識で記載してはいたしましたが、この計画自体が先に申し上げますと、県と国の協議を並行して、しておりまして、その協議がこの内容でオーケーをいただいております。その中で変更というのが難しいので、次回についてこの防災係は防災係として、やはり議員おっしゃるように改めて追加をさせていただければと思います。6ページ、5年度の基金の額については後ほど回答させていただきます。9ページ、下から6の統合や廃止の推進の方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築の方針というのは、公共施設、箱物とかについて、今後、二つあるものを一つでいいんじゃないとか、そういうようなことも議論が出る可能性もありますので、そういう形であくまでこの過疎計画、いろんなことは網羅的に読み込めるようにというふうを考え、このように記載しております。10ページですね。大学の包括連携協定による取組、企業とのワーケーションの推進ということについても具体的に何かあるわけではないんですが、今後何かそういう可能性が出てきたときのことを踏まえ記載しております。続いて、11ページの移住者支援事業補助金支援事業、こちらについては現行実施しております100万円の補助についての事業でありまして、その他の県の補助金を踏まえた事業のことを指しているものではありません。12ページ、地域振興に係る施設整備等のハード事業とともにソフト事業についても必要に応じて実施していくという、ソフト事業についてのところなんですが、このソフト事業についても現行しているソフト事業を検討しておりまして、新たに何かをすというところは今時点ではないんですが、でも、それについても今後5年間について何が出てくるかが分かりませんので、網羅的に読み込めるように記載しております。13ページ、ブルーツーリズムなどの推進というところについても具体的に今何かあるというわけではございません。今のと同じように網羅的に何かを読み込めるようにというふうに記載しております。一番下の和歌山県と連携し、ホテル誘致というところについても今現在何かが進んでいるというわけではございません。続いて15ページ、公共施設管理計画等の整合の中の予防保全型維持管理等の導入等によりというところ、議員がおっしゃるように予防的に何かをしていかないといけないというところはおっしゃるとおりでございます。ただ、具体的

に何か確固たるものが今事務的に確立されているわけではありません。これについては、おっしゃるように確立していかないといけないというふうに考えております。16ページ、デジタル活用環境整備事業、こちらについても今現在何かやることが決まっているわけではありません。ただ、デジタル推進、デジタル化が進んでいく中で急に何かを整備しないといけないという可能性がゼロではありませんので、このところで包括的に読み込めるように記載しております。17ページ、平見地区から県道、国道へのアクセス道路が急峻、狭小でありというところについてですが、こちらについても平見1号線、こちらを改良していくということが決まっておりますが、その他についてもまたいろんなことが出てくる可能性もゼロではありませんので、そのように包括的に読み込めるように記載しております。何か案というところであれば、平見1号線を広げるという案になります。続いて、19ページの一番下救急体制についての課題というところ、救急体制については、現行、最初3名から始まり、その中で最初は手当もないところで始まりました。その後、やはり手当が必要ではないかということで手当ができ、覚知の電話を宿直の方が受けるよりも救急隊員が受けたほうがいいのではないかということで、救急隊員が覚知の電話を受けれるような体制にもしてまいりました。その結果、土日を手当で勤務するわけではなく、やはり勤務時間は週40時間を確保するような勤務体制ではないのかということで変更しております。そのように今後も救急体制については、現行、太地ができることが何ができるか、どう変えていけるかということをや日々検討していかないといけないので、こういうふうに表現しております。20ページの救急資格者の養成というところの救急救命士はというところなんですが、救急救命士につきましては、現行この5年間の間で整備するのは難しいかなと考えております。空き家について、災害時の避難路確保の観点以外の目的ということですが、こちらについては、先日もありました火災の延焼防止にもつながるものと考え、寄附を受納しているケースもございます。21ページ、合併処理浄化槽設置助成事業、これについては何か積極的にというお話でしたが、何か今までと変わるということ想定しているのではなく、今現在実施しているものを引き続き行っていくということで記載しております。26ページの公共施設総合計画との整合の中で今後5年間何をしていくかというところについてですが、予防型の維持管理ができるよう事務の確立ができるようにしていきたいと考えております。27ページ、道路の維持と修繕、その中に狭隘道路の改善も必要なのではないかというところで、議員がおっしゃるとおりだと思います。維持と修繕というところで、それを包括的に網羅して記載していたつもりではありますが、次回の計画の際はその辺をちょっと検討したいと思います。28ページ、地域の人材や町の特性を活かした文化活動の「活かした」、ごめんなさい、これがちょっと今常用漢字なのかどうかという、常用漢字の改定もありますので、最新の情報をちょっと確認してませんが、議員がおっしゃるように公用文につきましては常用漢字を使って、常

用漢字でないものについて使うのであれば振り仮名を打つというのが原則ではありますが、それイコール違法とかそういうわけではありませんので、今後また調べて検討したいと思います。地域の人材を生かした活動の具体例というのは特にございません。30ページ、太陽光パネルの設置、景観を守るために何か規制が必要ではないかというご意見なんです、その点についても一理あると思いますので、今後、担当課含めて検討が必要かなと考えております。私からは以上です。

○議長（花村 計君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

私からは、19ページのポツ下から二つ目の廃棄物処理施設の件でございます。議員ご指摘のとおりで、輸送コストをかけて将来的にどうかというお話なんで、もう議員ご指摘のとおりでございます。ただ、町としましてこれが終着と捉えておりませんので、数年前から新宮、東牟婁で新たなクリーンセンター立ち上げに向けての協議会なるものが立ち上がりまして、今現在進行中です。それに太地町ももちろん加わっておりまして、その設置検討に向けてこちらも取り組んでおりますので、それまでのつなぎという形で今現在は進めております。以上です。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

私のほうからは、22ページ、24ページにかけてのニーズ調査とか、その部分になるんですが、これは介護保険計画を町のほうでは5年ごとに作成しております。策定にあたりまして、65歳以上の高齢者を対象にアンケート調査を行っています。その調査内容としまして、現在利用している介護保険のサービスの内容や町単サービスの内容、またその満足度、それ以外にも今後希望するサービス内容や、介護だけでなく医療も含めて現在や将来不安に思っていることなどの調査等が主な項目となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

1点答弁訂正いたします。すみません。10ページのほうで、先ほど大学との包括連携協定による取組や企業等のワーケーションを推進するということにつきまして、実績、取組例がないというふうにお伝えしたんですけれども、訂正であります。こちらにつきましては、今現在、太地町役場のほうでは太地町と東京農業大学のほうで包括連携協定のほうを結んでおりまして、公園の中に住民の皆様が住んでいるような町というのを目指している中で、造

園の専門の先生を招聘したりしながら植樹等についてのアドバイスをいただくなど、そういう取組もしてございます。併せてワーケーションの取組につきましては、民間の事業者の方と包括連携協定を結びまして、もう約4年、5年前ぐらいから太地町のほうにおいて、3泊4日以上学ぶこととあとは休暇、バケーションを合わせて捕鯨文化、鯨の歴史について学んでいただくような取組のほうも実施してございます。以上です。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうから、6ページの令和5年度の基金の残額についてです。令和5年度の基金の残額は17億5,634万1,000円となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありますか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

まず、5ページの組織表は、防災は消防係に含むという答弁で、もう県、国の承認を得ているので文言は変更できないということなのですが、やっぱりね、この辺は消防と防災というのは違いますよね。消防の場合は人為的な災害もありますが、最も大きいのは、消防の場合は人的な災害に対する活動というのが主な目的だと思うんですが、防災というのは自然災害のほうが大きいわけですね。だから、やっぱりきちんと文言を分けるべきだと思います。この間の大分市の大規模火災にしても、ニュースを見てる一般の方はほとんどの方は気がつかないと思うんですが、あれは県が申し入れて、国が即座に自然災害と認定しました。やっぱり、人為的な災害と自然災害では対応が大きく違います。補助金も違います。だから、やっぱりこういう公的な文書の中では、人為的な災害に対する取組を主にする消防と自然災害を主にする防災というのはまた分けて僕は表記すべきだと思います。それから、9ページの公共施設の管理計画なんですけど、これは、私は今まで度々提案をしていることなんですけど、やはり、これからは計画の中に調査委員会だとか検討委員会だとか特別委員会だとか、そういうものを設けてはどうかと思います。後ほど行う一般質問の中で、せんだって視察に行った鋸南町の小学校は廃校になる2年前から調査委員会をつくって、どう生かすかという検討をしてた。それが大きな成果を生んだというような報告をお聞きしました。やはり、こういうあらゆることを網羅するために5年計画は書いているというのは、趣旨は重々分かります。でも、やはり、その中で計画のための委員会設置というのが大きな課題なんだというのはできれば分かるような文言に次はしていただきたいなと思います。それから10ページ、今、訂正で和田さんのほうから報告がありました。ワーケーションや何かを推進している。それで、東京農業大学とも協定を結んでいるというのは非常に大きな私は希望ではないかと

思っております。今ご存じのとおり、田辺市が大学を誘致ということで多額の予算を措置して、検討委員会が始まって、せんだっても委員会、なおかつ、公的な委員会ではなくて市民が自主的に勉強会を開いております。すばらしいなと思います。なおかつ、新宮の一部の議員だとか那智勝浦町の一部の議員が、もし田辺に大学誘致を検討するのであれば、そのサテライトとしてグリーンピアが有効活用できないかというような意見もせんだっってお聞きしました。ぜひ、その輪の中に太地町も入っていくべきだと思います。それから、やはり私は、今生かされていない公共施設の中で一番大きいのはグリーンピアの施設だと思うんですが、これも一般質問しましたが、あの施設を使ってスポーツツーリズム、去年か一昨年、ホテル浦島で我々は議員研修でスポーツツーリズムというのがこれからは大変盛んになるんだという講演会を聞きました。もうグリーンピアなんかはまさしくその生かせる施設だと思います。あと、椰の宿泊施設なんかにはスポーツツーリズムで来町した人に宿泊してもらうだとか、それからワーケーションの椰の宿泊部分なんていうのは、ワーケーションなんかにはもう最高ですよ。いい景色で、1階に下りれば安い食事ができる。これを生かさない手はないと思いますので、ぜひ積極的に我々も提案をしていきたいと思います。それから、11ページの移住者支援事業補助金の100万円というのが何なのか、後でもう一度説明してください。それから、13ページの漁業の振興のところなんですけど、今、具体的な案はないとのことなんですけど、実は3日ぐらい前ですか、紀伊民報に紹介されておりましたが白浜町の日置中学校、中学生が学校の中の水槽でアマモを育成してるんだそうですね。そのアマモを専門家の指導によって先週海へ植えたんだそうですね。これは非常に漁業振興プラス教育にとっても私はすばらしい活動だなと思いましたので、ぜひそういう先進的な事例も今後我々も提案していきたいし、執行部のほうも調査をしていただきたいと思います。それから、13ページの観光業の一番下ですね。和歌山県と連携しホテル誘致という、これはもう皆さんもニュース報道でご存じだと思うんですけど、今、新宮市が高級ホテルを誘致するためのプロポーザルをやっております。ただ、一部の事業者から申入れがあつて、今月応募の締切りだったのを延ばしましたね。中止ではなくて延期ですから、今後も進めていくんだと思います。でも、あのニュースを見て、新宮で高級ホテルを誘致しても本当に観光客が楽しめるところというのは、また市外へ出ていってしまうんじゃないか、本宮へ行ったりとかしてしまうんじゃないか。そういった意味では、こういう試みというのは私は太地町が一番ふさわしいと思いますので、その辺のところも新宮市の今やろうとしていることを注視していただきたいと思いますが、意見を聞かせてください。それから、15ページの一番下の公共施設総合管理計画、今は具体的な取組はないということなんですけど、実はこの公共施設のICT化ということで、管理のICT化ということで、私は先進事例は全国的にも一番進んでいるのが田辺市じゃないかと思います。数年前に同僚議員を誘って、あと那智勝浦町の議員を誘って田辺市にレク

チャーを受けに行きました。そのとき驚いたのは、いきなり課長代理がスマホを出しまして、こうやって映像を撮って我々に例えば窓の面積が何平米があるとかか質問してくださいと言って、私がコップの高さは何センチですかと言ったら、65ミリだとか即座に答えるんですよ。だから、スマホのいわゆるデジタルに強い人だったらご存じだと思いますけど、ライダースキャンそれから3Dスキャン、これを田辺市は積極的に導入しております。本宮のあれは支所というのか、その辺の職員も実際に、あとドローンですね。ドローンで例えばくじら館の上を飛ばすんですね。そうすると、どこからどこに亀裂が入って、どこから雨漏りをしているのか。雨漏りの危険があるところはどこなのか。それは温度センサーで測れば分かるんですよ。それから、もし屋上の防水をやり替えるのであれば、そのドローンが即座に面積を答えてくれるんですよ。あと、これはもう実際に活用されたんですが、3年前だったと思うんですけど、田辺で大きな土石流が起きました。今までだったら地元の業者を2社3社呼んで、今回崩れた土の立米数が何立米だというふうに実測してもらわなきゃいけないですね。だから、測るだけでもう1週間、そして見積りをつくるのにまた1か月ぐらいかかるんですが、田辺市はドローンを飛ばして30分もあれば崩壊した土の量が即座に分かります。だから、すぐ発注できるんですよ。何立米の土砂で、あそこを補修してくれということ。やっぱり、こういう先進事例も、この計画がただの絵に描いた餅ではなくて、そういう先進事例があるということ認識して、この5年間で具体的に情報を収集していただきたいと思います。それから、17ページの(1)の現況と問題点の中で狭小道路、特に平見ですね、交通量が非常に増えております。この狭小道路を拡幅するための法律というのは何かというと、ご存じのとおり確認申請なんですね。確認申請が出たときには、最低でも4メートルの道路を拡幅しなきゃいけない。そうじゃないと確認申請が下りないんです。でも、私もUターンして驚いたんですが、確認申請ではセットバックしますって書いておきながら、セットバックしてないからああいう状況になってるんですね。これは私がいた東京だとか横浜市の場合は、セットバックの確認、4メートルに広がったことを確認をしてから確認申請が下ります。だから、相当時間がかかるんですが、ただ、やはり、どうでしょう、30年ぐらい前までは、セットバックしろたって、自分は家を建てないのに相手方も下がらなきゃいけないもんですからなかなか実行できなかったんです。それで、30年ぐらい前から東京だとか神奈川県は、セットバックしたところを査定をして買い上げる。そして、その道路も公道にする。私道だった場合は公道にする。そういう取組で一気に今改善されております。ですから、そういう自治体もあるんだということをぜひ認識して、情報収集してほしいと思います。それから、続きまして19ページですね。遠方へのごみの搬出ですね。これは漁野議員も指摘しておりましたが、災害が起きたときにはもう大変なことになりますので、今、でもお聞きしてほしいです。これが最終案ではないと、今後もっといい改善をするために、今、

広域処理の輪の中にも入ったということですから非常に安心をしました。そして、20ページの消防施設、やっぱり、あらゆることを網羅してるという答弁は非常に理解するのと救急救命士が5年では整備が難しいという答弁を聞いて、恐らく住民は本当に不安になると思います。私もこのたびの選挙で皆さんのご意見を聞いて回った中で一番多かったのが救急救命士の配置だったものですから、5年の中で整備は難しいという答弁、でも、その気持ちの中で可能性を探るんだという執行部のお気持ちだと思います。揚げ足を取るつもりは全くありませんので、ぜひこれは前向きに取り組んでいただきたいと思います。同じく20ページのその下の空き地・空き家の寄附で受け取る件、私は何度か質問しましたが、私が納得できる答弁というのがなかなか得られなかったんですが、今日お聞きしたように避難路の確保だとか、延焼防止だとか、そういったことをお聞きして、私もしっかり住民に説明をしていきたいと思います。ただ、私はそれをもう一つ、もう一つやっぱり積極的に活用すべきだと思っております。袋栽培だとか、それから防火林、受け取った空き地がある程度線上に並んだときには、酒田市や何かが進めているように防火林を広葉樹を植えていく。それが延焼を防ぐ。そういう取組に関しても、私はこれから提案をしていきたいと思います。それから、21ページの生活環境の整備の事業内容で合併処理浄化槽設置助成事業、今までと同じように単独浄化槽から合併浄化槽に進めていく、そういう今答弁をいただきました。これはぜひ調べていただきたいんですが、この4月1日から古座川町が一步踏み込んだんですよ。単独から合併にすると、今までだったらトイレの水を単独にいった。合併にすると今度はお風呂とか流し台の水を合併に引っ張らなきゃいけないから、新たな浄化槽の補助金だけでは足りないんですよ。お風呂とか台所の工事もやらなきゃいけない。これはもっと踏み込んだらどうかと思ってたら、この4月1日から古座川町が始めました。私は、これはもうビッグニュースだと思って、すぐに町長室へアポを取ってお邪魔して、すばらしいこれは政策だって言ったら、いや、古座川は古座川のきれいな透明な水が命なんだから、これは絶対やりたかったって町長がおっしゃって、もう立派な町長だなと思って、ぜひ太地町でももう一つ踏み込んだ助成ができないかというのを検討できないか答弁をお願いいたします。27ページの集落の整備、この現状の道路の維持と修繕なんですけど、いきなり建築基準法では4メートルあなたたちセットバックしなきゃいけないんですよっていうのはなかなか、新築する人は広げたいですけど、相手方の人はなかなかオーケー出してくれません。それで一つの私の案なんですけど、例えば2メートル、3メートルしかないところを一気に4メートルとなるとなかなか難しいです。であれば、可能なところから車が擦れ違える部分を確保していく。いわゆる蛇がカエルを飲み込んだみたいに、ところどころ、これは法律では何メートル以内って決まっているんですが、ところどころ拡幅をして、そこで車を擦れ違いをさせる。それも法律どおりにやるのはなかなか難しいですから、太地の場合はせつかく寄附を受けたり、ある

いは法律にのっとしてセットバックしてくれる人がいるわけですから、そういう蛇飲み込み型の整備というのも、私は太地や何かでは現実的で有効ではないかと思っています。この辺については、建設に長く関わっている久保さんのご意見をぜひお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

私のほうからは、11ページの移住者支援事業補助金の内容についてということで、この補助金につきましては県が推進している事業でありまして、起業支援事業とかを受けていかな駄目だとか、幾つかいろいろ条件はあるんですけども、東京23区や東京圏から太地町に移住したときに2人世帯の場合は100万円、単身世帯については60万円を補助する事業となっております。あと、そのあと新宮市のホテル誘致の件の関係があったと思うんですけども、その辺については非常にホテル誘致というのはかなり雇用も見込めますので大事なことだとうちのほうも認識しております。その辺につきましても、13ページのほうの観光業の一番下に、和歌山県と連携しホテル誘致なども実施していくという、その辺も含めた中でちょっと計画として考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

榊田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（榊田将樹君）

私からは、21ページ、合併処理浄化槽の設置の件ですが、古座川町さんのお話がありましたけれども、会計管理者からこれの説明があったのは8年度からの計画ということで、7年度からその事業はずっとやっていますよという意味で、当町も7年度の4月から古座川町さんと同じようないわゆる、今までは合併処理浄化槽の設置しか補助対象じゃなかったんですが、当町も7年の4月から単独処理浄化槽の撤去補助であったり、その配管の整備補助も対象にしましたので、補助枠を対象を拡大しておりますので、ただ、実績としては今7年度1件しかそれは上がってきておりませんが、対象枠は拡大しております。以上です。

○議長（花村 計君）

榊田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（榊田将樹君）

森岡議員の質問について、もう一つ答弁漏れがありました。単独処理浄化槽からの移行以外にもくみ取りの旧式のトイレからの、その撤去の補助についても補助対象としておりますので、それも含めております。以上です。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

20ページの町が寄附を受けた空き地の利用の関係なんですが、議員がおっしゃられるように、道路に面した部分についての寄附につきましては、ご存じだとは思いますが、駐在所から入っていく町中に寄子路に至る道路ですね、あの一部分についておっしゃられるように幅員が狭いもので、一部分待避所というような形で整備はもうここ五、六年きかんとおっしゃるんですが、その時分からそういう整備は行っております。今後もそういう狭い道路に面した交通のある道路に面した寄附であるのであれば、今後もそういう形で一部分待避所と活用するような方向で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

森岡さん、答弁漏れないですか、大丈夫ですか。ほかに質疑ありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

じゃあ、もう一度確認させてください。11ページの移住者支援、この間担当課にお願いに行ったんですが、大阪から移住してきた人が小学校へ行く途中の家を購入して、今はパン屋を始めようとしてますが、そうすると、今ここに書いてある支援金は受け取れないということでもいいわけですよね。それを一つ、1点確認したいと思います。それからもう一つは、じゃあ、その人たちが受けられる支援金がほかにないのかというのを教えてほしいと思います。それから、21ページの浄化槽、これは大変失礼しました。今、私は古座川で古民家の空き家改修の仕事を二つやってて、そして、この補助金拡大というのを知って素晴らしいと思ったんですが、じゃあ、私が太地町の広報を読み落としたと思うんですが、その辺はいつ何に広報したのか教えてください。

○議長（花村 計君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

令和7年の7月号の7ページに掲載しております。以上です。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

この補助金につきましては、東京23区とか東京圏ということになっておりますので、大阪は該当になりません。あと、補助金がほかにないかということなんですけど、たしか町内で起業をした場合に5万円補助するという事業があると思っておりますので、それが該当すると考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

まず、最初に確認しておきたいんですけども、この計画に入っていないと過疎債の適用が受けられないと理解しているんですが、それでよろしいですかということがまず1点ですね。私も行政マンだったもので、やはり有利な起債とか過疎債を借りれるように文章的にいろいろ盛る、何にでも適用できるという文章の書き方をするとというのは十分理解できるんですけども、この中でちょっと文言的にどうなのかなという部分がありまして質問をさせていただくと、今答弁の中で、もうこれは国と県とも協議済みなんで変えられない。じゃあ、この計画が議案として上がってきたのは、もう認めてくださいねって、言葉は荒いですけどね、そういうことなんですよ。だから、そうじゃなくて、やはり事前に何らかの形で示していただきたかったかなというようには思います。今後のためにちょっと細くなるんですけども、文章でここはどうかというところを何点かちょっと質問をさせていただきたいと思います。まず、8ページなんですけれども、8ページの（4）ですね。地域の持続的発展の基本方針、若者が将来に対して生きがいを持って働くことができるとあるんですけども、若者がこれはどういう意味なのか。働くことができるとあるが、若者が働く場がないので他府県に出ていると思うんですよ。だから、そこら辺で雇用の場等の対策はどのようにしているのかなということ。この計画でこういう質問が適切なのかどうか分かりませんが、ちょっとこの文言の中で疑問に思ったんで聞かせてください。あと、地域の将来像とそのため基本的な施策の一番最後ですけども、町の各分野の施策が有効に機能し、一つひとつの施策がパズルの様に組み合わせるとあるが、どのような施策がパズルのように組み合わせられているのか、具体的に説明してほしいと思います。また、点が大きな面となる総合的なまちづくりを実施することで更なる太地町の発展につなげと記載され、文章的にはカッコいいですが、イメージとして浮かんでこないんで、これも具体的にあれば説明してほしい。特に点が大きな面となる総合的なまちづくりとはどのようなことなのか、詳しく説明していただきたいと思います。ただ、先ほど冒頭で申しましたように、この過疎の計画なんだということであれば、それでもいいんですけども、そこら辺を説明していただきたいと思います。あと、17ページなんですけれども、5の（1）現況と問題点、森岡議員のほうからも質問がありました。6行目ですね。住民の約半数が居住する高台の平見地区から県道、国道へとアクセスする道路が急峻、狭小であり、改修や整備を検討する必要があると記載されています。私は以前この道路について一般質問をし、町長は改修をやると議会で答弁されました。しかし、これには検討する必要があると記載されています。どちらが本当なのかを明確に教えてください。このことについては議会を傍聴された住民の方もいます。町長と職員の意味統一ができていないのかなとは思いますが、そこら辺をお聞かせください。次、2

0 ページ、(2) その対策の水道施設、このことについては低迷する有収率を改善するため、より効率的な漏水調査方法を検討し、漏水箇所の早期発見とその修復を図り、安定した給水体制の確立に努める。特に、重要な給水拠点に係る水道施設の優先的な耐震化を推進して合わせて長寿命化を図っていくと書かれているんですけども、これは当然だと思うんですけども、私も以前これに対して質問もしております。これは、やはり、いつも言ってますけれども、一部直したら今度は古いところへ負担がかかって漏れてくるというようなことを、以前に私が職員のときにも担当のほうから聞いたことがあるんですけども、だから全体的に見直して、1 か所とかじゃなくてね、全体的に見直してどうなのかということを検討する必要があるのではないかなというように思うんですけども、それも併せてお願いしたいと思います。そして22 ページ、真ん中の(2) のその対策で子育て環境の確保、3 行目ですね。給食費無償化、学校教材・教具無償化など各種子育て支援事業の継続ということが書かれております。ここは過疎債を受ける部分で無償化に対してこうですよって、過疎債を適用してくださいねということ書かれているんでしょうけれども、やはり、保護者の皆さんが望んでいるソフトの部分が記載されていないのではないかなというように思いますんで、そこら辺もう少し子育て支援についてもきめ細かなものが必要ではないかなというように思います。以上です。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、冒頭に質問がありました過疎債を受けるにあたっては、この過疎計画に載ってなければ認められないのかという点については、議員がおっしゃるように、ここに載せていない事業については過疎債を受けることができません。その後のもう協議を並行してるので変えられないというところについては、大変申し訳なく思います。実際のところ、実務的なことを言いますと、8 月上旬に県のほうからこの日程でいきますというところで、8 月上旬に案内が来まして、約半月ぐらいでもう事前協議を行うというところで、そこはもう県を含めて各市町村も今後の反省点だとは思いますが、この過疎債の計画の根拠にある法律が令和3 年度から令和12 年度の10 年間の時限立法となっておりまして、今回はこの12 年度までの時限立法で、8 年度からの過疎に関する趣旨というか、そういうところに変更はありませんというふうな国の見解があったことで、県のほうとしても今までの流れをどの市町村も組んでいくんですねというところで、例えば一番最初のところ、3 年度の計画であれば3 年からの計画の議決を3 年の秋の第3 回の議会で上程させていただいてるんですが、今回はもっと8 年が始まる前の前年中にしたいというふうに急に言われまして、その関係で日程もかなりタイトなものであったためこのような形になってしまったんですが、その点は次回に

ついでに反省点かなと考えております。8ページにつきまして、若者が将来に対して生きがいを持って働くことができるといふ雇用対策はどうなのかというところについて、海野議員も経験されてきて感じられてるとは思うんですが、効果のある具体的な何か政策が取れているのかというところ、この雇用対策については本当に人の流れを食い止めるというのは本当に難しいかなと考えております。ただ、だからといって仕方ないということではなく、その都度その都度何がいいかというところを踏まえながら今後も、これはもう永遠の課題かもしれないですけども、過疎地域のそういう課題と向き合っていきたいかなと考えております。続いての一番下のところですね。一つひとつの施策がパズルの様に組み合わせたり、点が大きな面となる総合的なまちづくりというところについて、これについても具体的なものというよりはイメージとしてこういう施策をここで何かをした、ここで何かをした。最初はそこに気づいてなかったかもしれない。この事業をするのはこのためにやります、この事業のためにこいつをやりますという違った事業でもですね、進んでいく上でそれがミックスされて、より最初は全然関係ないかなと思ってたものがまちづくりとしてはここでつながってきて、よりよいものになったというようなことをイメージして表現させていただいているのですが、具体的にといいますと、今までやってきてますと例えばトイレを造ってきまして。あとは町にベンチを置いてきてますという、今で言えばそれを町全体を公園化していくためにというような施策の一部という形で捉えられることも、そういう見方もできるかなと思いますが、それを一つ一つで見ると、トイレをただ造る、ベンチを置くというようなそういう施策であったものが、当初からそういう目的ではしていたとは思いますが、まあ理屈づけですけど、そういうところが一つに合わさったという、こういうのがイメージとなってくるのかなと考えております。17ページですね。平見地区からの道路を検討する必要があると、町長はもうやりますというふうに答えているにもかかわらず、こういうような表現という。確かに痛いご指摘だとは思いますが、ちょっと言い訳がましくなるかもしれないですが、計画であるということで網羅的に表現したいというところで、道路についてもその意識が強くこのような形になった。決して町長がすると言っていることを、いやいやまだ検討ですよというようにことを意思がずれていたわけではなく、表現がちょっと下手くそだったかなというふうに考えております。20ページですね。水道の有収率を改善するために、これは議員も以前からもご指摘があるとおりで、担当部局も町としても改善をしないといけないということで悩んでいるところではあります。おっしゃるように全体的な見直しで、今までのやり方でよかったのか、今後もっといいやり方が出てくるんじゃないかとか、そういうのをもう総合的に見ながら検討していかないといけないと考えております。続いて、最後に22ページ、給食費の無償化、学校教材、教育の私的負担部分ですね。私費部分を補助しているというところの事業を行っているんですが、これを継続していくということを明記してるんですが、計

画の四角のところには具体的に確かにおっしゃるようにソフト事業のところは書いてないと。こちらについてもおっしゃるように書くべきかなと、ご意見を伺って思いました。ただ、ソフト事業部分についての起債でいきますと限度額がありまして、3,900万から今年4,000万超えたか、今は4,000万前後で起債をソフト部分は借りられるんですけど、その部分がほかの事業でも4,000万を軽く超えておりまして、その関係で文章には表現したんですが、各事業のところは今までどおりの事業を記載させていただいた次第です。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。3番、久原君。

○3番（久原拓美君）

1点だけお聞きしたいと思います。今の平見地区ですね、高台ということなんですけれども、高台の中でもやっぱり高いところ低いところがありまして、最近の異常気象によって水量が側溝がオーバーフローするというようなことで順次直していくというような答えをこの議会の中で聞いております。順次直していくという、この5年間の過疎債を得るためのこの書類なんですけれども、あそこの側溝については、平見地区がどんどん新築の家が毎年10軒以上だと思えますけれども増えてくるにしたがって、自然とその農地の土の中に染みわたった部分が全部側溝へ流れてくるということで、オーバーフローは平見の中の低いほうですね、特に中学校辺りのところがオーバーフローするというようなことで直していきますという返事もらってるんですけれども、この過疎の5年の計画でそれがどこに該当してくるのか。道路の整備ということで当たってくるのか、この排水溝の整備ということで、具体的に書かれてないんで、どこを読めばそういうあれができるのか教えてください。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

排水に関係、下水とか水道とかそちらの部分にはなるかとは思いますが、今後この5年間にあたってどこがどういうふうになるかが分からないというところで、ここをしますと計画の中で明記するよりも柔軟に対応できるように表現しておりますので、水道施設整備負担事業、下水道施設整備負担事業とか、こういうところで読めるかなと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

3番、久原君。

○3番（久原拓美君）

それで網羅していけるということでしたらいいんですけれども、今現在はどのような、僕

は四、五年前にそういう排水溝の断面積とか、検討していくんだというふうに聞いてるんですけども、どのくらい進捗してるんか分かったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（花村 計君）

井上産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（井上正哉君）

こちらは4年、5年、6年度と排水関係調査ということで、平見地区の排水側溝の調査をさせていただいております。そこで降雨強度とかを用いましてオーバーフロー、断面が足りてないところ等の洗い出しはしております、その中で緊急的に対応するところというのはなかったんですけども、長期的に見て直していく必要があるところというのはありますので、その辺は把握しておりますので、少しの維持のお金でできるような工事もありますので、その辺は道路の予算のほうで道路側溝として排水を断面を確保していくという工事も進めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（花村 計君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

海野議員の質問についてちょっと答弁の補足というんですか、訂正までいかなんですけど、海野議員やったらよう分かってると思うんですけど、町長、福祉関係とか、観光関係については誘致を進めてきました。例えばグループホームであるとか。そういうことで、森浦湾事業とか、道の駅の事業で今のところですね、海野さん、去年の9月の段階で僕が聞いたら14名雇用してるんですよ。棚についても50名ぐらい雇用してまして、あと冷凍庫施設を建設させていただいたんですけども、それでも2名。それで、カヤックのところで漁業関係が鯨加工と合わせて3名ぐらい雇用してるということで、近年では最近では国際鯨類施設を建設させていただきまして、そこに日本鯨類研究所に入らせていただいて、そこでも雇用というよりもそこで職員がちょっと10数名、11名ぐらいと聞きましたけれどもありますんで、そういうことで狭い面積で条件も不利な中でやれる範囲で一生懸命やっておりますので、その部分をご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第43号、太地町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定の件を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号、太地町過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）の策定の件は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。11時より再開いたします。

休憩 午前10時44分

---

再開 午前11時00分

○議長（花村 計君）

再開します。

---

#### △日程第7 議案第44号

○議長（花村 計君）

日程第7 議案第44号、太地町税条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正内容は、公示送達手段の変更、町民税所得割を算定する際の控除として特定親族特別控除が新設されたことによる改正、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例が設けられたことによる改正の3点とこれに伴う規定の整備です。新旧対照表をご覧ください。1ページの18条は、公示送達について定めたものです。公示送達は、住所、居所等の書類を送達すべき場所が不明であること等により書類の送達が不可能である場合において、所定の公示手続を取り、公示されてから一定期間が経過した後においては書類の送達があったとみなす制度です。令和5年度の税制改正において、この公示送達を公示事項をインターネットを利用する方法により、不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその他地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによってもすること

とすると改正されたことになりましたが、この改正は、他の法令の状況を踏まえ、実施することとされており。今般、地方税法施行規則にインターネットを利用した公示送達のことと規定されたことから、本町の税条例も改正することになりました。第18条の3は、地方税法施行規則が第18条に出てきたことによる規定の整備です。第34条の2は、町民税所得割の所得控除について定めたものです。大学生年代の子等に関する特別控除として、特定親族特別控除が創設されたことによる改正です。次のページの36条の2、その次のページの36条の3の2、36条の3の3についても、特定親族特別控除が新設されたことによる改正です。4ページをお願いします。附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係る課税方式が見直され、スティック型の加熱式たばこについては、当該加熱式たばこ1箱当たりの重量0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本と、スティック型以外の加熱式たばこについては、当該加熱式たばこ1箱当たりの重量0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本とする等の特例の規定の新設です。なお、特定親族特別控除に関する部分の改正については令和8年1月1日から、加熱式たばこに関する部分の改正については令和8年4月1日から、公示送達に関する部分の改正については、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行されます。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

まず、資料の1ページですね。第18条の上から7行目ぐらいですか、町の事務所に設置した電子計算機の具体的には何か新たにスクリーンができるのか、それとも職員のコンピュータなのか、ホームページなのか、その辺をちょっと具体的に教えてください。その同じページの下から3行目の特定親族、今大学生の年齢に当たるということだったので、これはあくまでも年齢に当たるってことで大学生という意味ではないんだと思いますけれどももう一回確認をしておきます。それから、資料の3ページの一番下なんですが、ちょっと読んでも意味が分からないですけれども、若しくは特定親族、先ほどの19歳からのあれですね。退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下である者に限るというのがちょっと私が理解ができないんですけど説明してください。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、1ページの町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したという部分についてですが、これについては、町の事務所、例えば役場の事務所であったり、公民館、博物館とか、そういう役場の事務所のところ例えばノートパソコンの端末等とか、あとはタブレ

ットとかでもそれに当たると思うんですけども、そういうのを設置して、そこで見える状態にするということでも、町の掲示場に掲示したものと同じようにみなすというような規定となっております。ただ、当町として今のところそれを検討しているというところまでは進んでおりません。その下の特定親族特別控除額なんですけど、議員がおっしゃるように大学生の子供を扶養している方ということではなく、大学生年代、その年の親族を扶養している方という意味合いになります。続いて、3ページのところなんですけど、退職手当等に係る所得を有すると合計金額がというところなんですけど、この規定は非常に複雑で、ちょっと全体的に説明したいと思います。この規定は、公的年金等の受給資格者が出す扶養親族等の申告書についての申告義務を定めているものなんですけど、具体的にどういうものかといいますと、例えばサラリーマンの方の年末調整に出すときに書く扶養親族の申告書、それが年金の場合も年に1回はがきか何かで多分来てるのかなと思うんですけども、その申告書に当たる部分なんですけど、この規定についてはこの申告書の中で、例えば真ん中ほどの特定配偶者やとかその下、配偶者がいろいろその扶養親族、その括弧書きがあるんですけども、この括弧書きの中で申告義務を免除をしております。ごめんなさい、間違えました。町に対して出す公的年金受給者の扶養申告書等の申告書、町に対して出す申告書の提出義務を定めているものなんですけど、その中の括弧書きに当たる部分が、その中で町に対して出す申告書を出すという義務を免除しております。そこから除いております。といいますのがどうして除いているかといいますと、その方については年末調整であるとか、年金保険者に対して扶養はこの人という届出をしますので、そういう方については町に対しては申告をしなくていいですよということで除いているのがこの括弧内にあるものになります。ただ、その中で、この若しくは特定親族というところが、町に対して申告書を出さなくていいですよという申告義務を除く方を追加する規定になってるんですけども、その除く方の特定親族の括弧内において除く者をさらにまた除くということで、マイナス掛けるマイナスがプラスになるような感じで、申告義務が出るような形の表現にややこしいんですけどもなっております。というのが合計所得金額85万円以下の者に限るというのは、この以下の者であれば所得税・住民税のところでは申告は要りませんよということなんですけど、それ以上の方については年金保険者のほうとかで扶養の届出をしたとしても町にもきちんと申告をしてくださいというふうな規定になっております。その部分を今回特定親族という区分が出たことによって追加しているものになります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

分かりませんでした。その3ページの特定親族（退職金）というのは、この括弧の中のワ

ードは特定親族、いわゆる19歳から23歳未満の若者の性質ではなくて、控除対象の親の性質ってことですか。よく分からない。僕の質問が分からないですね。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ここで括弧書きにある退職所得がある者というところは特定親族の方を指しております。扶養される方で、特定親族ですね、特定扶養親族ではなく特定親族、その年代に当たる方で退職所得が85万より多くある方については申告してくださいよというふうになっております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第44号、太地町税条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号、太地町税条例の一部改正は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第8 議案第45号

○議長（花村 計君）

日程第8 議案第45号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。昨今、行政事務のデジタル化が徐々に進んできておりますが、固定資産税及び軽自動車税において

スマートフォン等でも納税できるようQRコード付きの納付書を使用するようになりました。今後、QRコード付きの納付書については、他の税や国民健康保険料等の各種保険料などへも拡大していく予定です。QRコード付きの納付書を使用することにより、金融機関等の窓口の対応時間を気にすることなくいつでも納付できることとなり、支払い環境が格段に向上したのですが、金融機関の窓口において本税と督促手数料を一緒に収納するということができなくなりました。これは、当初納付書印刷時には督促手数料が生じるかどうか分からないため、QRコードに督促手数料の情報を入れることができないからです。このことから督促手数料だけの納付書を発送するという事務が増大しております。また、督促手数料については、僅か数百円の未納のために、それ以上の滞納処分費をかけなければならないという課題も抱えております。このようなことを背景に、全国的に督促手数料を廃止するという動きとなっており、新宮、東牟婁の市町村でも督促手数料を廃止しようということになりましたので、今回この整備条例を上程させていただいた次第です。この整備条例において、税条例ほか八つの条例を改正します。新旧対照表の1ページをお願いします。第1条において、税条例第2条の用語規定に規定している徴収金から督促手数料部分を削除します。また、督促手数料について規定している税条例第21条を削除規定とします。次のページをお願いします。第2条において、税以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例を改正します。条例名と当該条例第1条の趣旨規定にある督促手数料部分を督促に改めます。また、督促手数料及び延滞金の徴収について定めている当該条例第3条から督促手数料部分を削除し、督促手数料の額について定めている当該条例第4条を削除規定とします。第3条の国民健康保険条例の改正。次のページの第4条の後期高齢者医療に関する条例の改正。第5条の介護保険条例の改正は、督促手数料について定めている規定を削除規定とするものです。第6条の法定外公共物管理条例の改正。次のページの第7条の道路占用料徴収条例の改正は、督促手数料及び延滞金の徴収について定めている規定から督促手数料部分を削除し、督促手数料の額について定めている当該条例第4条を削除規定とするものです。失礼しました。当該条例の額について定めている規定を削除規定とするものです。第8条の町営住宅管理条例は、当該条例第17条において税条例以外の諸収入金に対する督促手数料及び延滞金条例を読みについている部分がありますので、条例名の改正に伴う規定の整備です。次のページの第9条の公共下水道条例の改正は、督促及び督促手数料について定めている第20条の2から督促手数料部分を削除するものです。なお、この条例は令和8年4月1日から施行し、督促手数料の廃止は、令和8年度からの歳入に係る督促から適用します。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

ちょっと確認なんですけれども、これは上級法の改正ではなくて、町独自の改正という捉え方でいいんですかね。それともう1点、督促料は取らないですけれども、督促はされるのかということをお聞きします。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

おっしゃるように町独自の改正となります。督促手数料は廃止いたしますが、督促状は発送いたします。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第45号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第9 議案第46号

○議長（花村 計君）

日程第9 議案第46号、太地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたっては、内閣府令で定める基準に従いまたはこれを参酌し、条例でその基準

を定めなければならないことになっています。今回の主な改正は、国家戦略特別区域法に基づき、特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する内閣府令の改正が行われたため、所要の措置を講ずるものです。新旧対照表の1ページをご覧ください。第12条は、児童福祉法の改正に伴い、同法の第33条の10に新たに第2項及び第3項が追加されております。この関係で条例で引用する項をこれまでもあった第1項に特定するため、「第33条の10各号」から「第33条の10第1項」に改めるものです。次の第16条の改正は、国の基準に照らしたところ、管理栄養士の記述ができていないことが分かりましたので、今回を機に追記いたします。2ページをお願いします。第23条は、家庭的保育者として認められる者の中に地域限定保育士を追加する改正です。次の第29条から4ページの第47条にかけての話となりますけれども、小規模保育事業所や保育所型事業所内保育事業所、そして事業所内保育事業所に置かなければならない職員について、これまでの保育士に加えて地域限定保育士でも可能とする改正となります。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

資料の1番なんですが、一番下、管理栄養士というのは、これは役場には何名いるのか。ここに改めて追記してありますが、実際には今まで関与してたんでしょうか。その辺を教えてください。それから、2ページの職員のところで、地域限定保育士の説明と今現在何名いるのか教えてください。

○議長（花村 計君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

今回の改正なんですけれども、家庭的保育事業所ということで、ちょっと役場とかそういう公共機関ではなくて、一般の方が例えば自分の自宅とかで町の許可を取って保育をするとか、そういった事業の方を対象に、そういった方が事業をする場合の基準を定める条例となっております。役場に管理栄養士がおるのかということなんですけれども、管理栄養士は役場に1名おります。今現在、町内にこういった事業をやられてる方はいませんので、特に関与はしていません。2ページの地域限定保育士ですけれども、こちらにつきましては、実は既に平成27年度からあった制度となります。これまでは国家戦略特別区域法に基づく特別区域でしか、いわゆる特区ですね、特区でしか認められていなかった。そういうところでしか働けなかったということなんですけれども、今回の改正で全国どこでも利用できる、そういう制度になりました。この保育士というのは名前のおり、地域限定で保育士と同様に働くことができる保育士ということになります。今現在こういった方はおりません。以上で

す。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

今回管理栄養士が追加されたんですけれども、栄養士又は管理栄養士ということで、管理栄養士があればもう栄養士は要らないんじゃないかなというような気がしますね。ほんで、管理栄養士というのは国家資格ですよ。栄養士は申請してもらえる、そういう学校を出たらもらえるんじゃないかなというように思うんですけどね。だから、ここら辺で管理栄養士があれば栄養士は要らないんじゃないかなということがまず1点なんです。恐らく地域によって管理栄養士がない場合は栄養士でもいいよという解釈なのか。管理栄養士と管理栄養士のこの職務の職能というんですかね、職が違う、できることが違うと思うんですよ、管理栄養士と、恐らく。だから、そこら辺の違いで何かあることによって管理栄養士を雇いなさいよということなのか。分かればそこら辺、分からなかったらあれですけど。

○議長（花村 計君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

一応今回は、たまたま今回改正する作業の中で国の基準と照らしたときに、この管理栄養士がちょっと漏れているということが分かって、この機会に追加させていただいたということで、何て言うのかな、一応国の基準に合わせたというだけの単純な理由だったんですけども、要らないのかというところの質問については、今のおり国の基準に合わせてやらせていただいたというところで、ちょっと要るか要らないかはお答えがちょっと難しいかなと。もう1点が、栄養士と管理栄養士の違いにつきましてはちょっと私も詳しく、すみません、不勉強で存じておりません。申し訳ございません。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第46号、太地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、太地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は原案のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第47号

○議長（花村 計君）

日程第10 議案第47号、太地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（花村 計君）

説明を願います。森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。特定教育・保育施設の運営に関する基準を条例で定めるにあたっては、内閣府令で定める基準に従いまたはこれを参酌することとされています。今回の改正は、内閣府令の改正に伴い、所要の措置を講ずるものです。新旧対照表をご覧ください。第25条は、児童福祉法の改正に伴い、同法の第33条の10に新たに第2項及び第3項が追加されております。このため、条例で引用する項をこれまでもあった第1項に特定するため、「第33条の10各号」から「第33条の10第1項」に改めるものです。また、括弧内につきましては、認定こども園法第27条の2第1項各号に虐待の定義が追加されたことを受けまして、改正された内閣府令の改正により、本条例にも同様の規定を追加するものです。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

調べてみると、こども園というのは幼保連携型と保育所型と2種類あるということなんです。太地のこども園はどれに当たるんでしょうか。それから、その主な違いというのはどういうものんでしょうか。

○議長（花村 計君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

まず、太地町は保育所型の認定こども園ということ。幼稚園型と保育所型の違いなんですけれども、幼稚園型はもともと幼稚園をベースにということですかね、幼稚園を基本に保

育の機能もプラスした、そんなイメージです。反対に保育所型といいますのは、保育園をベースに幼稚園の機能をプラスした、そういう違いがあります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

このような虐待等の禁止という条例、当然こういうことがあつては駄目なんですけれども、この虐待ということをどのように確認するんですか。

○議長（花村 計君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

この虐待の禁止の規定なんですけれども、今回の上級法の改正で保育所とか、こども園、幼稚園、こういった施設の職員が別の職員が虐待をしているというのを発見したときに通報することが義務となったというのがまずあります。それで、その確認なんですけれども、その通報というのはどこにするのかと。それは、その園を認可した官庁、こども園であれば和歌山県になりますけれども、虐待を発見した職員が県に通報するというところで、そのときはだから町はすぐには分からないんですけれども、一応そういった今回の改正が行われております。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

報道等なんですけれども、過去にもこども園で数人の保育士が虐待をして、同僚である職員がなかなか通報できなかったというような事例もありますよね。だから、そこら辺でこれとは別なんですけれども、今後の対応をきちんとしていただきたいというように思います。以上です。

○議長（花村 計君）

森本教育委員会次長。

○教育次長（森本直樹君）

ご指摘のとおり対応していきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

討論を終わります。これから議案第47号、太地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、議案第47号、太地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時36分

---

再開 午後 1時00分

○議長(花村 計君)

再開します。

---

#### △日程第11 議案第48号

○議長(花村 計君)

日程第11 議案第48号、太地町火災予防条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(花村 計君)

説明を願います。由谷総務課長。

○総務課長(由谷陽久君)

改正内容について説明いたします。今回の改正は、本年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁は大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書を取りまとめました。この報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例の一部を改正することになりました。新旧対照表をご覧ください。中段より上の第29条の改正は、火災予防条例上の火災に関する警報は消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にし、また、火災に関する警報発令中における屋内の裸火の使用に係る制限について、一般的な住宅等における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行います。次に、中段から下、今回の改正の骨子でありま

す第3章の3 林野火災の予防として、第29条の8、第29条の9の条文を新たに追加します。それに伴い、目次も追加となります。内容といたしまして、29条の8では、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるとしております。また、注意報が解除されるまでの間、町の区域内にあるものは29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないとし、火の使用制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる」と規定しています。29条の9では、林野火災の予防として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案し、29条各号に定める火の使用制限の対象となる区域を指定することができる」と規定しております。2ページをお願いします。2ページの中段から下、第45条では、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確に規定しています。附則として、この条例は令和8年1月1日より施行します。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

この議案で改めて火災予防条例を読んでみたんですが、第29条の7の2項について質問したいんですけど、これは議案外ということで質問できませんか。

○議長（花村 計君）

質問内容をお願いします。

○1番（森岡茂夫君）

条例の29条の7の2項なんですが、太地町民は、中略です、住宅用防災警報器等の設置に努めるものとなっております。これは上級法の消防法の第9条の2で2000年に努力義務から設置義務になっておりますので、これはもう法律で義務化されているので、努力義務のように読めるこの条例は改めるべきではないかなと思ったんですが、議案外であればお答えは結構です。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

すみません、火災警報器については、たしか既存住宅についてももう23年からなってると思うんですけども、この条文についてはまたちょっと確認させてください。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

討論を終わります。これから議案第48号、太地町火災予防条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、議案第48号、太地町火災予防条例の一部改正は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第12 議案第49号

○議長(花村 計君)

日程第12 議案第49号、太地町冷凍施設の指定管理者の指定を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(花村 計君)

説明を願います。脊古産業建設課長。

○産業建設課長(脊古 景君)

太地町冷凍施設の指定管理者の指定について、太地町公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者の指定をお願いするものでございます。1 施設の名称、太地町冷凍施設、2 指定管理者、(所在地)和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3372番地の1、(名称)太地町漁業協同組合、(代表者)代表理事組合長小畑充規、3 指定の期間 令和8年3月16日から令和13年3月15日まででございます。以上です。

○議長(花村 計君)

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番(森岡茂夫君)

まず使用料の有無、それから光熱費の負担ですね。それから維持管理修繕費の負担、それから利用料がどういうふうになっているのかお答えください。

○議長(花村 計君)

脊古産業建設課長。

○産業建設課長(脊古 景君)

利用料なんですけれども、冷凍冷蔵庫につきましては月4,950円税込となっております。

す。超低温のマイナス55度の部分につきましては月9,900円税込となっております。光熱費につきましては指定管理者の負担となっております。維持管理につきましても、軽微なものについては指定管理者に負担いただいております。使用料につきましては、取っておりません。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

現在この施設を利用している業者は何社かということと、今使用料とか云々言うていただきましたけれども、このようなお金を頂いて、運営状況はどのようになっていますか。以上2点お願いします。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

冷凍冷蔵庫のほう、マイナス25度のほうにつきましては、11月末現在では12事業者、マイナス55度の超低温のほうにつきましても同じ数で、11月末で12事業者となっております。運営状況につきましては、若干の黒字で報告をいただいております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第49号、太地町冷凍施設の指定管理者の指定を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、太地町冷凍施設の指定管理者の指定は原案のとおり可決されました。

---

### △日程第13 議案第50号

○議長（花村 計君）

日程第13 議案第50号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第5号）を議題としま

す。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は1,140万3,000円を追加し、予算総額を31億6,941万5,000円とするものです。第1条にその旨を規定しております。この補正予算は、当初の見込みより費用が多かったこと等により生じた予算不足に対応するための補正です。主なものについてご説明します。8ページをお願いします。一番上の電気自動車充電施設保守点検委託料は、今年度更改工事を行った道の駅にある電気自動車充電施設の保守点検委託料です。中ほどの介護保険事業会計繰出金は、介護保険のシステム改修費に係る繰出です。その下の自立支援医療費、障害福祉サービス費等、障害児通所サービス費等は、当初の見込みより費用がかかり予算が不足するため計上するものです。この費用については、2分の1が国庫負担、4分の1が県負担であるため、町の負担は4分の1です。その下の施設修理費は、地域福祉センター檜の修理費が不足するおそれがあるため計上するものです。次のページをお願いします。中ほどにある常備消防費の特別旅費と職員研修委託料です。これらは、救急隊員を要するための費用です。当初2名分を計上しておりましたが、消防学校への入校予定者が3名となったため1名分を追加で計上するものです。事務手数料と携帯電話については、救急業務で使用する携帯電話の購入費用です。携帯電話の3Gによる音声通話データ通信が来年の3月で終了しますので、3G対応型の携帯電話を買い換えるものです。なお、不足する財源については予備費を充当し対応します。充当する額は398万9,000円です。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第50号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第5号）を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

---

△日程第14 議案第51号

○議長（花村 計君）

日程第14 議案第51号、令和7年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。柘田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（柘田将樹君）

令和7年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）について説明させていただきます。今回の補正は、令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額の引上げ等が実施されることに伴い、介護保険システムを改修する必要が発生したことによるものです。改修費用のうち2分の1については国庫補助金として、残りは町負担分として一般会計から繰り入れます。1ページをお願いします。既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ135万3,000円を追加し、予算総額をそれぞれ5億5,024万6,000円とするものです。6ページをお願いします。歳入ですが、4款、2項、5目、1節、事業費補助金として67万6,000円を計上し、10款、1項、4目、1節に残りの事務費等繰入金として67万7,000円を計上しております。7ページをお願いします。歳出になりますが、1款、1項、1目、11節で、システム改修手数料として135万3,000円を計上しております。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。3番、久原君。

○3番（久原拓美君）

ちょっと興味があるんで聞いてみるんですけども、多分紀陽システムか何かでするんだらうと思うんですけども、大体これは来て何時間ぐらいでするんですか。何人が何時間ぐらいでシステムの改修ができるんですか。この金額に見合う相当やなという感じがするんでしょうか。

○議長（花村 計君）

柘田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（柘田将樹君）

実際の改修に伴う時間ということですね、議員さんがおっしゃったのは。これも全国的に全県的に全市町村がやるべきものでありまして、いろいろベンダーは違いますね、うちは紀陽情報なんです。これは多分リモートでやっていただくので、具体的に何人が関わってどれぐらいというのはちょっと私はなかなか見えないんですが、そういうシステムを組むということの改修なので、所要の時間が要するものと思っております。以上でございます。

○議長（花村 計君）

3番、久原君。

○3番（久原拓美君）

いろいろな一般会計でもシステムが変わるごとにこの費用がかかってます。年間にしたら相当になると思うんですけども、和歌山県の市町村30の自治体があるんですけども、何か県でまとめてそんなのができるような方策はないんでしょうか。各市町で同じようなことをやってると思うんですよ、どこも。そういう方向にもっていけないもんかなと思うんですけども、町のほうはどんなふうに考えますか。

○議長（花村 計君）

柘田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（柘田将樹君）

いわゆる電算処理システムですね。当町の一般総合行政システム、そういうものにつきましてはいろいろ一元化の方向に進んでおると思うんですけども、何しろやっぱり30市町村全部が一緒のベンダーでやってるかとか、大きく言えば富士通系だとか、日立系だとかいろいろあると思うんで、それが一元化というのはなかなか難しいのかなって。確かにこの介護保険のシステムについては紀陽情報のほうでやってもらってるんで、そういうふうな町共同でやってる分について、まだこれは比較的この金額で収まっているんじゃないだろうかと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今、久原議員が言われたようなことなんですけれども、国においてもたしか標準化ということで21業務だと記憶してるんですけども、そんな形で共同でやろうというような動きでだんだん加速されていくのではないかと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

討論を終わります。これから議案第51号、令和7年度特別会計太地町介護保険事業補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号、令和7年度特別会計太地町介護保険事業補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第15 議案第52号

○議長(花村 計君)

日程第15 議案第52号、令和7年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(花村 計君)

説明をお願いします。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員(稲藪江美君)

令和7年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第2号)についてご説明いたします。1ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ268万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,811万円とするものです。6ページをお願いします。歳入予算の補正です。今回は、令和6年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計の額が確定しましたので、5款、1項、1目、前年度繰越金162万3,000円を増額、6款、2項、1目、前年度精算による特別会計療養給付費負担金返還金106万1,000円を増額計上しております。7ページをお願いします。歳出では、3款、3項、1目、一般会計への返納金106万1,000円、5款、予備費、162万3,000円を増額計上しております。説明は以上です。

○議長(花村 計君)

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

討論を終わります。これから議案第52号、令和7年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、令和7年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第16 議案第53号

○議長(花村 計君)

日程第16 議案第53号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算(第3号)を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(花村 計君)

説明を願います。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長(稲森大樹君)

令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出の総額を更正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,810万3,000円と定めております。4ページをお願いいたします。歳出についてご説明させていただきます。10節、需用費、医薬材料費につきまして1,500万円を計上しております。主な理由につきましては、動物の体調不良に伴う医薬品、特に高額な抗菌薬の使用量が増加したことによるものです。3款、予備費につきまして同額の1,500万円を減額としております。以上です。

○議長(花村 計君)

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番(森岡茂夫君)

4ページですね、医薬材料費が1,500万というのは大変大きな増額だと思うんですけど、私は何か鯨が増えたのかそういうことだと思ったんですけど、体調不良について何か考えられる原因というのはあるんでしょうか。

○議長(花村 計君)

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

体調不良につきましては、今年が特別起こったということではなくて、例年、生き物ですので起こり得るということでございます。ただ、今年の傾向としましては、先ほどのご説明と重複する部分があるんですけども、当初の見込みよりも動物の体調不良が多く発生して、応じて医薬品の使用量が増加したこと。あとは特に体重が重い動物の体調不良が重なって、応じて使用量が増えたこと。体重当たりで投与量が決まってくるので、単純に大きい鯨の治療ほど医薬品の数が増える、量が増える、金額が増えるというふうな次第でございます。また、治療に使用する医薬品のうち抗菌薬というのが大部分を占めるんですけども、経口投薬よりも注射薬が高い傾向にありまして、いろいろ診療の結果、注射薬をやったほうがいいという判断をする場面が多かったというところがあります。あとは医薬品のこれは微々たるものかもしれませんが高騰も、こちらも見受けられるといった、それらの理由によって今回大幅な増額というのを計上させていただいております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから議案第53号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号、令和7年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。暫時休憩します。

休憩 午後 1時29分

---

再開 午後 3時00分

○議長（花村 計君）

再開します。お諮りします。ただいま各常任委員長より閉会中の継続調査の申出があります。これを日程に追加し、追加日程第1として各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

△追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査

○議長(花村 計君)

追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各常任委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

△日程第17 一般質問

○議長(花村 計君)

日程第17 一般質問を行います。森岡茂夫君ほか2名の諸君より通告がなされております。順番に発言を許可いたします。1番、森岡君。

○1番(森岡茂夫君)

それでは、通告どおり一問一答で質問をしたいと思います。まず質問事項1、災害対策の予算措置についてお聞きいたします。皆さんご存じのとおり、11月18日に大分市の佐賀関で大規模な火災が発生しました。焼失170棟、180棟という報道もありますが延焼し、焼損範囲は約4万8,900平方メートルですから、ちょうど東京ドーム1個分が焼失したという不幸な火災が起きました。佐賀関は海に面した漁師町で、木造住宅が密集して消防車が入れない狭い路地も多くて、非常に太地の町並みに似てると思います。そのことが木造密集地と狭い道路が原因になって延焼が拡大したと思われまます。もう皆さんご存じのとおり、太地町も大正4年3月27日に寄子路の大火災が発生しました。寄子路地区はほぼ全焼し、橋爪教育長の家で新屋敷側に延焼するのが止まったというふうに言われております。佐賀関と太地町の共通のキーワードは、私は三つあると思います。まず木造密集地であること。それから高齢化が進んでいるということ。そして、空き家も多いということですね。それでは、このキーワードに沿って質問をしたいと思います。まず木造密集地であるというこの町の特

徴、それに対する防火対策というのはありますか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

木造密集地というわけでもないんですけど、住宅地におきましては当町においては約40メートル間隔で消火栓を設置しております。あと住宅密集地ということで、先ほども空き家の話もあったんですけども、それについても先ほど話もあったと思うんですけど取壊しですね。その辺についても、木造密集地ではそういうことも火災予防の一つと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

40メートルおきに消火栓というふうになっているというのは、これはすごいなと思います。消防法の水利基準では140メートル以内となっております。ただ、木造密集地や何かは100メートルとしている自治体が多いんですが、それでは40メートルというのは旧集落、それから平見地区もそういう基準で消火栓があるのでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

旧集落におきましては40メートルで、平見地区についてはちょっと40メートルを超える部分もあります。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

すばらしいと思います。奈良県の五條市、ご存じのとおり築400年とか300年の住宅が立ち並ぶ伝統的建造物群保存地区、我々は伝建地区と呼んでますが、あります。ここは、やはり大事な宝物を火災から守ろうということで、何と道路、屋外に消火器やそれから住民でも使える消火栓を設置しています。これがその消火栓なんですが、火災を見つけたら誰でもこの扉を開けることができます。そしてブザーが鳴りますから、火災が発生したというのが分かるようになっております。そして、これが消火栓なんですが、役場の職員にこれを見たら、太地の消火栓よりも非常にスマートだというふうに言っていました、そのとおりなんだそうです。これは一般の住民でも女性でもと五條市は言っていました、女性でも消火ができるように水圧を下げた、そういう消火栓なんだそうです。これが狭い道路に50

メートルおきぐらいですかね、もっと狭いかも分かんないですね、に設置されております。私は、この消火栓はもう既にあるということなのですが、屋外消火栓というのが非常に木造密集地そして高齢化が進む町では大変有効だと思うんですね。今回の佐賀関のニュース報道を見てても、実は、周りは火災が起きてるの知らなかったってお年寄りがインタビューに答えておりましたが、そういうときにやっぱり地域みんなが扱える初期消火に有効な消火器を町に設置するというのはとても有効だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

現在のところ消火栓というのがかなり多くの箇所にあると思いますので、ちょっと消化器につきましては現在のところ設置の考えはありません。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

確かに40メートル以内に消火栓というのは、ほかにはなかなかないことだと思います。すばらしい設備だと思います。ただ、今言ったように、一般の人でも扱えるというところがすごい大事ですので、例えば数ある消火栓をこういうふうに水圧の低い消火栓やなんかも有効ではないかなと思います。以前消防団長にお聞きしたら、やっぱり、ふだん太地が設置している消火栓というのは、僕のような素人は扱えないんだそうです。だから、例えば100メートルに1台は、あるいは旧集落の木造密集地やなんかには3台に1台はこういうものを検討するだとか、そういったことも必要ではないかと思います。先ほど申し上げたキーワード、木造密集地、高齢化、空き家のキーワードの中の次の高齢化についてお聞きしたいと思いますが、この消防計画の中で高齢化対策というのは特に何かあるんでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

すみません、消防計画の中では特に高齢化についてはないんですけども、消防だけではなくて高齢化対策というのはもうちょっと総合的な考え方ありますので、その辺はいろいろ隣近所とか、そういうので皆さん気を配っている地区もあると思いますので、その辺を考えながら対策というんですかね、火災予防に努めていきたいと考えております。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

私は、高齢者が多い町ではやっぱり初期消火というのが非常に大事じゃないかなと思ってます。私もよく子供に言われるんですけど、暑い寒いとやっぱり大分鈍くなってるみたいで、暖房を止めていいかなんてよく言われるんですけど、やっぱり、この火災や何かについても気がつかないお年寄りというのが増えてくると思うんですよね。そのときに大事なものは私は屋外消火器、いわゆる地域の方が高齢者を守るための屋外消火器。それから、高齢者の中に住宅用火災報知機を法律で義務づけられてますが、残念ながら私も親戚だとか知り合いの高齢者の家を回ると、ほぼ、ほぼ9割方、火災報知機はついておりません。太地の検索をすると令和3年3月1日付の全国春の火災予防運動という回覧板で、住宅用火災報知機を設置しましょうということで消防団が調査をしますって書いてありますが、この結果はいかがだったでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

この回覧に載っております住宅用火災警報器の設置状況調査というのは、毎年県を通じて消防庁予防課から依頼のある住宅用火災報知機の設置状況等調査のことを指しております、当町におきましては、2地区ごとに50世帯を対象に消防庁からのアンケートフォームを配布、回収を実施して、その結果を県に報告しているものでありますので、報告書についてはちょっとございません。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

先ほどの午前中の審議の中で、太地の条例で既に消防法で設置義務が課されているのに努力義務のような記載があった、確認をしてほしいというお願いをしましたが、私も人の生命・財産を守る建築士としての仕事を長くやってきましたが、やはり、火災報知機は高齢者の命を守るには一番有効なものだと思います。もしかして皆さん見たことのない人がいるかもと思って持ってきたんですが、こんな小さなものですね。これはドライバーで止めればいいんです。ここにバッテリーが入ってて、今はリチウム電池の寿命が長くなってますから10年間取り替えなくていいですよ。ただ、新築の家はもう直接電気を引っ張ってますからずっと使えるんですが、これはもう電池で動きます。これは非常に有効です。独居老人であれば、いわゆる熱を感知する我々は熱感といいます、あと煙を感知する煙感、2個あれば済むんですね。今日お聞きしたいのは、新宮市と那智勝浦町は住宅用火災報知機購入費の補助を行っています。65歳以上の高齢者が希望すれば、補助金は5,000円なんですね。これは、実は今日皆さんにお見せするためにアマゾンで買ったんですが、2,040円かな。

だから、2台買ったって5,000円でお釣りがくるんですね。これは非常に人の命を守るのには大変費用対効果が高いと思いますので、そろそろ予算編成の時期だと思いますが、ぜひ検討をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

設置の義務化がされたのが平成23年6月からですので、今までの間に自費で設置した方もおられると思いますので、ご質問の件については現在のところはちょっと難しいと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

そういう答弁をされると思いました。でも、私は、那智勝浦町と新宮市に先に買った人と買ってなかった人に差が出るのではないかということで問合せをいたしました。それはやっぱりもう法律で義務化されても知らないやらない人たちがいる限り、行政のほうは積極的に予算措置をしなきゃいけないんだというふうな回答でした。確かにおっしゃるとおりです。不公平だという意見もあるかもしれないですが、ただ、それは命を守る行為ですから、さあ先に設置した人が我々にもお金をくれなんていう、そんな人は太地町民にはいないと思いますので、ぜひぜひ今回の予算措置の中でほかの町の実態を一度調べていただきたいと思います。続きまして、質問の2に入りたいと思います。役場庁舎移転調査の予算措置についてお聞きします。産業建設常任委員会の委員長からも報告がありましたが、11月の19日から21日に委員会は東京、千葉へ行政視察に行っていました。千葉県の大網町で都市交流施設・道の駅保田小学校を視察をいたしました。先ほど委員長からの報告があったとおり、物販の部もあれば、食堂もあれば、会議室もあれば、宿泊できる部屋もあると。年間の来場者が前々年度は10万人、宿泊者は6,000人を超えたんだそうです。令和6年に10万人を超えたんだそうです。令和6年度の売上げは10億356万6,000円だった。1年間ですよ。だから、この小学校をリニューアルした総額が12.5億円だったので、令和6年だけでももう資金が回収できるところまでいってるわけですね。それで、太地の小学校の利活用について質問したいと思います。私は2013年に横浜からUターンしてきたんですが、その頃に住民が役場は小学校に移転するんだよという話をよく聞きましたが、今その計画は進んでいるのでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

当初はそういう話もあったと思うんですけども、現在のところは一旦ちょっと白紙というんですかね、ちょっとまだ平見地区のほうにおいても庁舎として建設できるような土地も購入しておりますので、現在のところはちょっと小学校への庁舎移転というのは白紙の状態でございます。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

前にも宇佐川教育長からはそういう答弁をいただいております。今日私が提案したいのは、大事なポイントは小学校に移転しろとかそういうことを言いたいんじゃないですね。保田小学校は2014年の3月に廃校になっているんですが、実はその廃校の2年前の2012年度に予算措置をして、リニューアルして利活用するための基本調査、委員会をつくって検討を始めたんだそうです。私が提案したいのはそこなんですね。役場が高台に移転するか小学校がどこに移転するかも大事なことなんですが、先ほどの午前中の説明にもありましたが、既存の公共の施設をこれからはきちんと長寿命で生かしていかなきゃいけないという閣議決定もあるわけですから、今ある施設の保存の仕方についてはやはり予算措置を取って計画を進めていったほうがいいんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

小学校校舎の利活用ということなんですけれども、なかなか小学校がいつ移転するという時期がちょっとまだ不明な状況でございますので、その辺が決まるのも多分つい1年とか2年とかで決まるわけじゃないと思いますので、ある程度決まった時点でその利活用についてまたいろいろ検討していければいいんじゃないかと考えております。そのときについてはその調査費用ですか、についてもちょっと検討したらいいと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

今回視察した保田小学校は、10億の売上げがあつて、6割が町、4割が指定管理者で分けるんだそうですけども。やはり、今ある公共施設をどう生かしていくかというのは前もってある程度議論したほうがいいんじゃないかと思う。これはこの間見てきた保田小学校を見て、私はとても大きな夢を描いたんですね。まず、太地の小学校の教室は役場だとか議場にはもちろんありますよね。それから、体育館を改修すればですね、中2階だとか何かを造れば、

これは恐らく集会場だとか公民館にもなると思います。それから、教室を利活用して図書室や貸室スペース、宿泊スペース、それから住民の集会場や何かにも使える。あと、グラウンドですね。グラウンドを整備すれば、災害時に自衛隊の大型車両やボランティア車両の駐車場になると思います。私も全国の被災地で活動してきましたが、自衛隊の大型車両が止まらないために対策本部からはるか遠方に自衛隊が基地をつくるというようなことも見てきました。それからもう一つ、グラウンドの地下を利用すれば、遊水地、七、八年前に旧集落、新屋敷、寄子路、水ノ浦が水につかりましたが、グラウンドの下を活用して遊水地にすれば、あそこにはちょうど平見から落ちてくる用水路がありますから、それをグラウンド下に誘導すれば、いわゆる越水を防ぐため、内水を防ぐための遊水地になるのではないかと私は思っております。今度横浜へ行く機会が皆さんあれば、日産スタジアム、あれの駐車場の下が遊水地になっております。だからそれ以降、あの川は何て言いましたっけね、脇を流れている川、暴れ川と言われたあの川が一度も内水を起こしていません。氾濫してません。だから、そういうふうなことを今から調査をしていけば、やっぱりこれから厳しくなる財政の問題や何かにも、私は、一つの小学校を活用することによって役場、公民館、集会所、それからインフラ整備、そういったことができるのであれば非常に費用対効果が高いんじゃないかと思っております。そういうことを調査することによって、方針が見えてくることだってあるんじゃないかと思っております。小学校をどこに移転するか決まったらやりますではなくて、そういうことは改めて調査をすることによって新しい方針が見えてくることだってあるんじゃないかと思っておりますので、今、予算措置の話合いが皆さん始まるんだと思いますが、ぜひ一度検討をしていただければと思います。それでは、質問事項2に移ります。公共用地の運用についてお聞きしたいと思います。まず、市屋ポンプ場施設用地について。令和7年の第2回定例会で漁野議員が市屋ポンプ場施設用地について一般質問しました。その質問と答弁を聞いて私にはどうも分からないことが多々ありますので、さらに質問をしたいと思います。一つ目は、平成28年9月8日に地番656の細長い土地を購入していますが、これの目的は何だったんでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

そちらの土地につきましては、自動車道建設の関係で国が井戸を試掘しておりまして、そこで良質の水が出たということで平成28年に水道用地として購入させていただきました。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

そうすると、自動車道ができることによって使えなくなった井戸の代替地として、そこに取水用としてあの土地を買ったということによろしいですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

取水井戸としては別の場所で2か所購入しておるんですけども、国が試掘したときに良質の水が出たということで、そちらを後々のために購入させていただいたというふうになっております。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

そうすると、井戸の代替地として国のほうで調査をしてくれたということによろしいわけですね。はい、分かりました。その細長い土地に隣接した地番657、658、659のこれらの購入目的は何でしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

水道のポンプ場につきましてもかなり老朽化が進んでおりましたので、そちらを建設したいということでその3筆を購入させていただきました。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

あと、漁野議員がそのときの一般質問で指摘したんですが、今言った656から659の土地は土石流の災害警戒区域と急傾斜地崩壊区域に入っていると彼は指摘しましたが、確認したでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

その購入するという話の時点ではハザードマップというか、そういうのが出てなかったんですけども、契約時においてはそういうのが示されておりましたが、その間ちょっと確認はできておりません。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

私はその指摘を聞いて、本当に驚いたんですね。私は、2004年から20年間にわたって自然災害から人の命を守る減災活動をライフワークとして、文字どおり大事な仲間を1人失うという、命を懸けて取り組んでまいりました。この間の議会で質問、そのポンプ場が危険地域にあると聞いたときに頭が真っ白になりました。能登の地震を見ても分かるように、飲料水というのは命の水ですよ。命の水です。自然災害、大きな災害が起きたときにはまず何が必要かといったら、水ですよ、水。あろうことかその施設、取水場、ポンプ場を危険地域に買ったというのは私はもってのほかだと思います。これは太地町民にとっては大きなもちろん瑕疵に当たりますよね。そのときの令和4年の5月9日の契約書の中には、瑕疵が見つかったときの解除要件というのは明記されてるのでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

そちらについては記載されておりません。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

これは危険地域に土地を購入するというのは、これがもし民間の契約であれば、そこに介入した宅建業者とか、宅建の有資格者は重要事項説明の説明責任を怠ったということで業務の停止とか、国家資格の取消しとか非常に重い罰則がありますね。何年前でしょうか、7年ぐらい前でしょうか、西日本大豪雨というのがありました。私は一ボランティアとして、広島、それから倉敷、非常に被害が大きかった真備町ですね。吉備真備の生まれた町ですね。私は行って驚いたんですが、私は午前中にボランティア活動を終わらせていただいて、午後から独自に被災地でアンケート調査を行いました。そうすると、皆さん土地を買って家を建てたのが10年前だとか、そんなもんなんです。物すごい新しい建物。それで、あそこの地区だけでも数十人亡くなったんですが、不動産業者から、そこはハザードマップで危険地域に指定されているんですが、不動産業者からその説明はありませんでしたかということを知りましたら、なかったということで。私はすぐ、私は横浜にいるときに内閣府の防災室の委員をしたことがありますから、役人に電話をしました。今、被災地にいるんだけど、水害についてのハザードマップの説明が宅建業者からなかったというふうに言ってるが、重要事項説明の責任を怠った責任はないかと知りましたら1時間ぐらいしたら電話がかかってきて、重要事項説明のときに、その時点では水害に対してのハザードマップの説明責任はない

というふうになってたんだそうです。私は、それは非常に大きな問題だから考え直してほしいということで、もうその年のうちに年度内に法改正がされて、今は説明をしなきゃいけないことになっております。私はね、こういう民間の宅建業者が資格を失う、業務ができないような、そういう重要事項を議会で説明をしないままに我々に審議を求めた。もし私はそのときに知ってれば、私と漁野議員は猛反対したと思います。そういう説明責任を怠ったというふうな事実、これは本来なら審議差戻しが私は妥当じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（花村 計君）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時38分

---

再開 午後 3時41分

○議長（花村 計君）

再開します。漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

もう議決されておまして、数年前のことで契約履行されておりますので、ちょっと難しいかたと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

ただ、先ほどの答弁で、土地の購入の検討を始めたときにはハザードマップがなかったということです。ただ、契約時にはあったわけですね。だから、その確認を怠ったという大きな瑕疵が今になって見つかったわけですから、議決した契約が履行されてるからそれは難しいという答弁は、私は当たらないと思います。あと、漁野議員の指摘で、彼は恐らく情報開示で契約書の写しを手に入れてたんだと思うんですが、こういう一文があるって彼は質問してましたよね。関係者から異議の申出があったときは、この関係者の「者」の字が間違ってるらしいんですが、異議の申出があったときは甲、甲というのは土地の所有者です。そのとき議会では個人名も出ておりました。ホームページは黒丸になってます。甲は責任を持って解決するように努めなければならないとなっていると指摘している。彼は一般質問で述べています。令和6年1月25日に、市屋区の有志一同の皆さんから町長宛てに早急に水道施設建設を中止いただくことを願いますという要望が提出されていると聞きましたが、提出されてますか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

要望書については提出いただいております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君

○1 番（森岡茂夫君）

それでは、この契約書の中にある関係者から異議の申出があったときはというこの解釈なんですけど、この要望書を出した市屋区の有志一同が私は契約書にある関係者に当たると私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

この契約書にある関係者という事柄につきましては、町と一応土地の所有者の方だと町としては考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

町というのは、我々議会も含まれると思うんですが、執行部に対して町民に代わって異議申立ができるわけですから。現に漁野議員が異議申立をした。私もしております。私はこの関係者に当たると思います。そのときは、異議の申出があったときは甲は責任を持って解決すると。これはこの甲は土地所有者ということになってますが、実は、やっぱり私は関係者である町も責任を果たすべきだと思います。この問題については、私は揚げ足を取るのを目的にしておりません。私も町長が何度もおっしゃるように、庄司五郎町長のときから取水ができない太地町がどこから水を取るかというのは随分先人たちは苦勞してきたというのはよく聞いてますし、私も理解しております。であれば、であればですよ、やっぱりこういう土地の周りの市屋区民から早急にこの計画を白紙にしてほしいというような要望書が出る。今の答弁ではその人たちは関係者じゃないよ。でも、違うじゃないですか。50年も60年にもわたって我々は市屋区民にお世話になってきたんですよ。太地がハザードマップで危険地域だと知らないままに話を進めてしまった。そういう瑕疵が議会の指摘で見つかった。我々は、こういう問題で市屋区民同士が争いになるのを望みません。太地町民は誰も望んでない。水が必要だからですよ。であれば執行部は勇気を持って、やっぱり、この問題を解決してほしいと思います。これは早急に解決できなければ、恐らく民法でいう債務不履行だとか、いろんな問題でもしかしたら訴訟を起こされる可能性も私は十分にあると思います。それで、

私はそれは全く望んでません。やっぱり、太地町民の負託を受けた議員としてこの問題を解決したい。それで、2つ提案をしたいと思います。まず、この債務履行期限を決める。いつまでに解決をするかというのを決めるとというのが一つ。もう一つは、一度計画の白紙撤回。漁野議員は、土地の所有者からお金を戻してもらえるのかとかなんとか言ってましたけど、そこのディテールの部分は別にして、私は白紙撤回という提案をしたいと思います。早急に検討してほしいと思います。町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（花村 計君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

この市屋地区との問題は長い歴史があって、ここの言えることも言えないこともあります。議員にもそのことを伝えております。私は、この土地を買ったときに、それまでも引地自動車とかいろいろな土地を買うときに非常な困難がありました。全ては今この議事録に載るんと言えませんが、その中で私が一番大事にしたことは市屋地区との関係ですね。長い協力関係をいただいたと。そのことについて市屋地区の区民の皆さんの願いを裏切ることができないと。今回のことについては土地を議会の議決を得て、慎重審議のもとに買い取った土地であります。そのことについては、我々はそのことについては、その時代でそういうことになったということについて、私は土地を白紙に戻すという考えは今の時点ではありません。ただ、市屋地区の有志の方からあそこに建てられたら困るという要望が出ております。そのことについては全面的に市屋地区の皆さんの要望を聞いて、市屋地区の皆さんの1人でも反対があったら、その施設を建てないということを文章で示したことであります。そのことで私は解決したことだと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

先ほど国のほうが調査をしてくれたら良質な水が出たって言いましたね。これね、理由は分かりますかね。これは、実はハザードマップなんです。今回買った土地はこの危険地域の真ただ中にある。これはなぜ、なぜここだけが土石流に指定されてるかって分かりますか。これは実はね、後ろにイラ谷という谷があるんですよ。今は今回土地を買ったところには川が流れてないでしょう。あれは伏流水となって地面の下を流れてるんですよ。そうすると水が出るのは当然なんです。だとしたら、この延長線上はどこを掘っても良質な水が出るはずなんです。そうしたら、真っ白のハザードマップ以外のところにこれだけ大きな土地がいっぱいあるんですよ。であれば、もちろん土地を譲っていただいた地権者の方には大変ご迷惑をかけますが、やはり大事な公金を使った命の水を取水する、ポンプで送る、そんな大事

な土地が危険地域にあった。ごめんなさい、我々はそれを知らないままに議会に提案をしてしまって、議会も私も賛成をしてしまった。でも、それは大事な情報が知らされてなかったからですよ。知らされてたら私は猛反対いたします。だから私は、今日恐らくこの場では結論は出せないと思いますが、二つ。債務履行期限を土地の所有者と話し合っただけで済ませてほしいと。それを以内に何とか解決する方法を探りたいので協力してほしい。あるいは、一度計画の白紙撤回。白紙撤回しても、やっぱり市屋の人に協力してもらわなきゃいけない努力をやめるわけにいかないわけじゃないですか。我々の命の水なんだから。であれば、やはり議会で説明責任を怠ったんだから、一度白紙撤回にしてもう一度皆さんと話し合えばいいじゃないですか。私はその二つを強く要望して、次の質問に入りたいと思います。次は、本浦地区の駐車場についてお聞きしたいと思います。令和6年度第4回定例会で、これも漁野議員なんですが、本浦地区の駐車場工事について質問しました。これね、それを私は聞いてびっくりしました。何と民間の所有者で、民間が借りてるところに公金を使って駐車場を造った。漁野議員がそれを指摘したときにもう本当に私はびっくりしまして、それも私は議会で説明がされてれば反対をしたと思います。それでは、質問に移りたいと思います。漁野議員の一般質問に、当町は民間の方と地権者の方に土地の使用願、先ほど言ったような目的のために使わせていただきたいという旨の使用願を出して承諾をいただいております。いわゆる民間の土地を民間漁業組合が借りている。その両者をお願いをして使わせてもらっているという。この使用願というのは、写しを情報開示できるのでしょうか。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

開示請求可能でございます。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

後日私は請求いたしますので、写しをいただきたいと思います。漁野議員の一般質問と答弁によると、太地町が使用願を出す前から土地の所有者と漁業組合は賃貸借契約を結んでいたというふうに前に答弁されてますが、これは間違いのないわけですね。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

間違いございません。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○ 1 番（森岡茂夫君）

私が見るところでは、漁業組合はシーカヤックやサップの経営してますね。実は私は不勉強で、あれは町の指定管理者としてあれを運営してるんだと思い込んでいたんですが、どうも答弁を聞いてると違うようですね。であれば、シーカヤックだとかサップ、修学旅行の時期になると相当数の子供たちが楽しみながらにぎわってます。それなりの収益を上げてるんじゃないかと思います。私も家族で乗ろうとしたんですけど、ちょっと高くて今もまだ乗ったことないんですが。そういう収益事業を上げてるのであれば、駐車場の舗装工事を太地町だけが負担するのではなくて、漁業組合とも応分の負担について話合いができたんじゃないかと思いますが、やって駄目だったのか、その辺も聞かせてください。

○ 議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○ 総務課副主幹（和田正希君）

漁協との事前の協議等はいたしておりません。

○ 議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○ 1 番（森岡茂夫君）

せんだって太地町のある民間業者の方から相談があったんですが、あの駐車場のそばで作業中にクレーンの足がその駐車場に 50 センチはみ出したんだそうです。そうしたら、太地町開発公社の呉職員から指摘があり、その後またその呉さんから、今後、作業の許可は出さないとされたんだそうです。ただ、私は漁野議員の一般質問と答弁を読み込んでみたんですが、その中に太地町開発公社という文言が出てこないんですが、この事案で公社というのはどういう立場にあるんですか。

○ 議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○ 総務課副主幹（和田正希君）

開発公社とあと民間事業者との民間の話合いになりますので、こちらのほうでは答弁のほうはできません。

○ 議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○ 1 番（森岡茂夫君）

そうすると、漁業組合と公社の関係があるんじゃないか。それは町は分からない。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

同様に答弁のほうはできません。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

相当強い文言で、呉職員は作業の許可は出さないというふうに通告というよりもかなり厳しい言葉だったんだそうですが、これは私に相談があった民間業者だけが通告を受けたのか、ほかにも言われた業者があって町に相談したとか、そういう事例はないですか。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

現在のところ、全ての事案について把握のほうはできておりません。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

舗装工事に2,287万1,000円もの税金を使っておりますね。漁野議員の質問に対し副町長は、この場所は森浦湾くじらの海計画の中心となる場所でもありますし、観光振興・地域振興の観点からどうしても整備いたしたい場所だと前回答弁しております。それほど大事な場所であれば、私は地権者をお願いをして土地を購入する。そして、使用者にいわゆる漁会ですね、使用料を負担してもらおうという方法もあったんじゃないかと思うんですが、それは検討してないですか。

○議長（花村 計君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

今後検討させていただきます。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

漁野議員はこういうふうに指摘してますね。予算に計上される工事費というのは、本来なら通常は公有地とか、公有施設、町道とか、港湾施設等に使われるのが普通であって、個人の土地に使われるというのは、あれだけ長く議員をやってる漁野議員でも私はそういう記憶

がないというふうに言っております。ただ、もう運用が始まってるわけですから、私は投入した以上ですね、先ほど副町長がここは産業だとか観光の一番大事なところだということであれば、やはり、地元業者に今後作業の許可は出さないなんていうのはもう利に合わないと思います。地元産業育成のためにも、私は、じゃあ、こういう場合は1回につき幾ら払ってほしいとか、そういう話合いをしてあげたほうが私はやっぱり地元業者にとってはありがたいと思うんですね。だって、我々の仲間じゃないですか。いやいやいやいや、50センチはみ出してるから出ていけ、それは漁会と公社の問題だから我々は関知しない、知らないではなくて、2,200万のお金をつぎ込んだんですから、やっぱりそのぐらいの責任を果たしていただきたいと思います。この事案は民と民の関係の土地に税金という公金を使うという極めて疑問がある予算措置を行いました。これも先ほどの市屋と同じで、もし審議のときにそういう細かな説明があれば、私はやっぱりすぐには賛成したかどうか分かりません。やっぱり、そういう説明責任が必要だったんじゃないかなと思います。やはり、相談があった民間業者は本当に困ってます。そりゃそうですよね、大きく売上げに関わることですから、一度、地権者それから使用者である漁会との約束はあるというのは前回の答弁で分かっております。こういうことにしか使いませんというふうに約束しているという、その約束事の写しが頂けるといことなんですが、でも、やはり地場産業の育成という温かい大きな気持ちになって、だったら1回幾ら、あるいは条件として例えば大きなトラックを使う場合は必ず鉄板で養生してくださいとか、そういう話合いをしてあげてほしいと思います。私の質問はこれで終わろうと思いますが、私、議長に要望したいことがあります。予算審議を行うときは、やっぱり執行部は先ほどの市屋の件にしても、この本浦の件にしても、もし危険地域だって分かれば何人かの人にはきっと反対したと思います。本浦も民民の土地を全額舗装工事を我々の税金を使うというのも、もし聞いてれば私は賛成にちゅうちょしたと思います。議長に要望します。予算審議を行うときは執行部はしっかりした説明責任を果たすように申し出てほしいと思います。そのことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（花村 計君）

森岡茂夫君の質問を終わります。

---

△延 会

○議長（花村 計君）

本日はこれで延会いたします。明日は午前9時より再開いたします。

延会 午後4時05分

太地町議会議員 花村 計

太地町議会議員 水谷 育生

太地町議会議員 筋師 光博